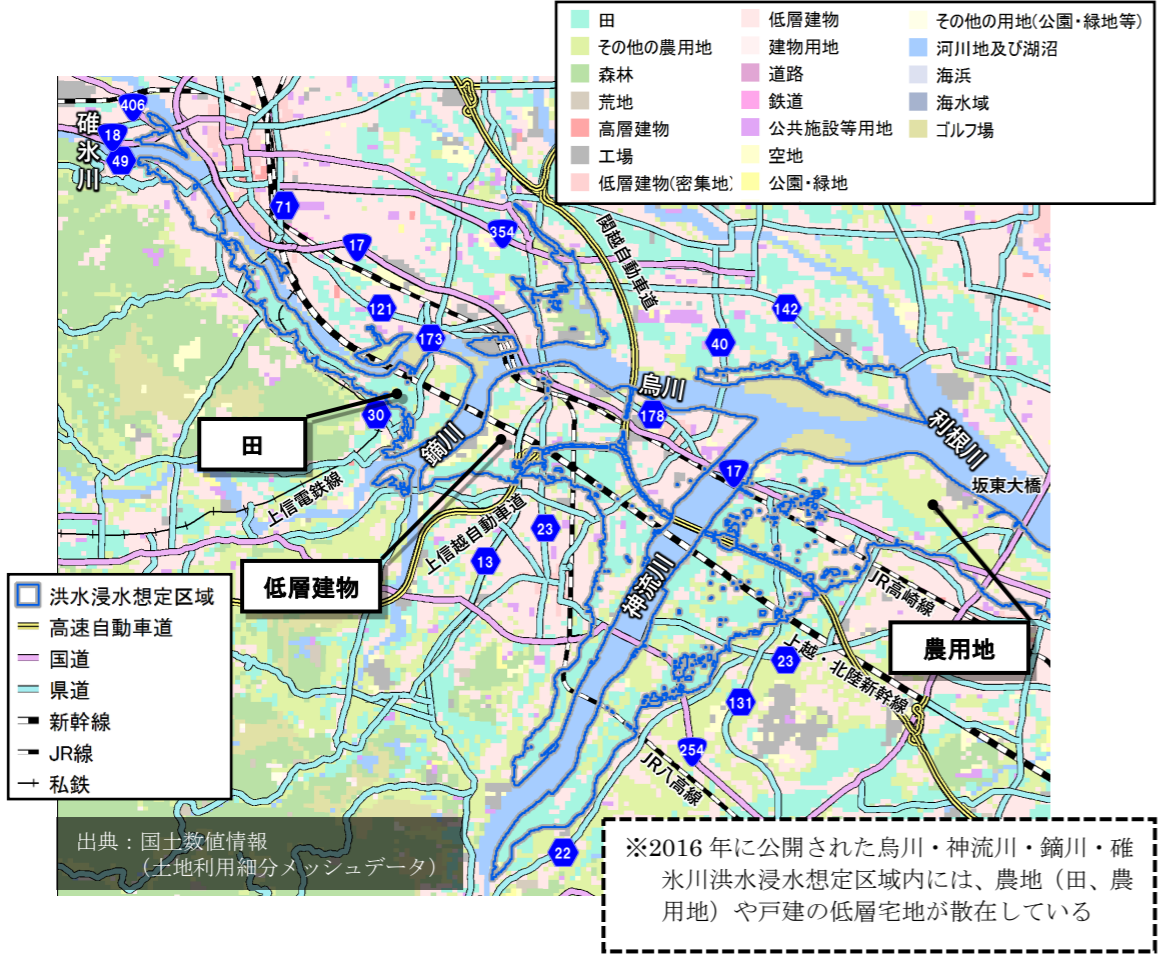
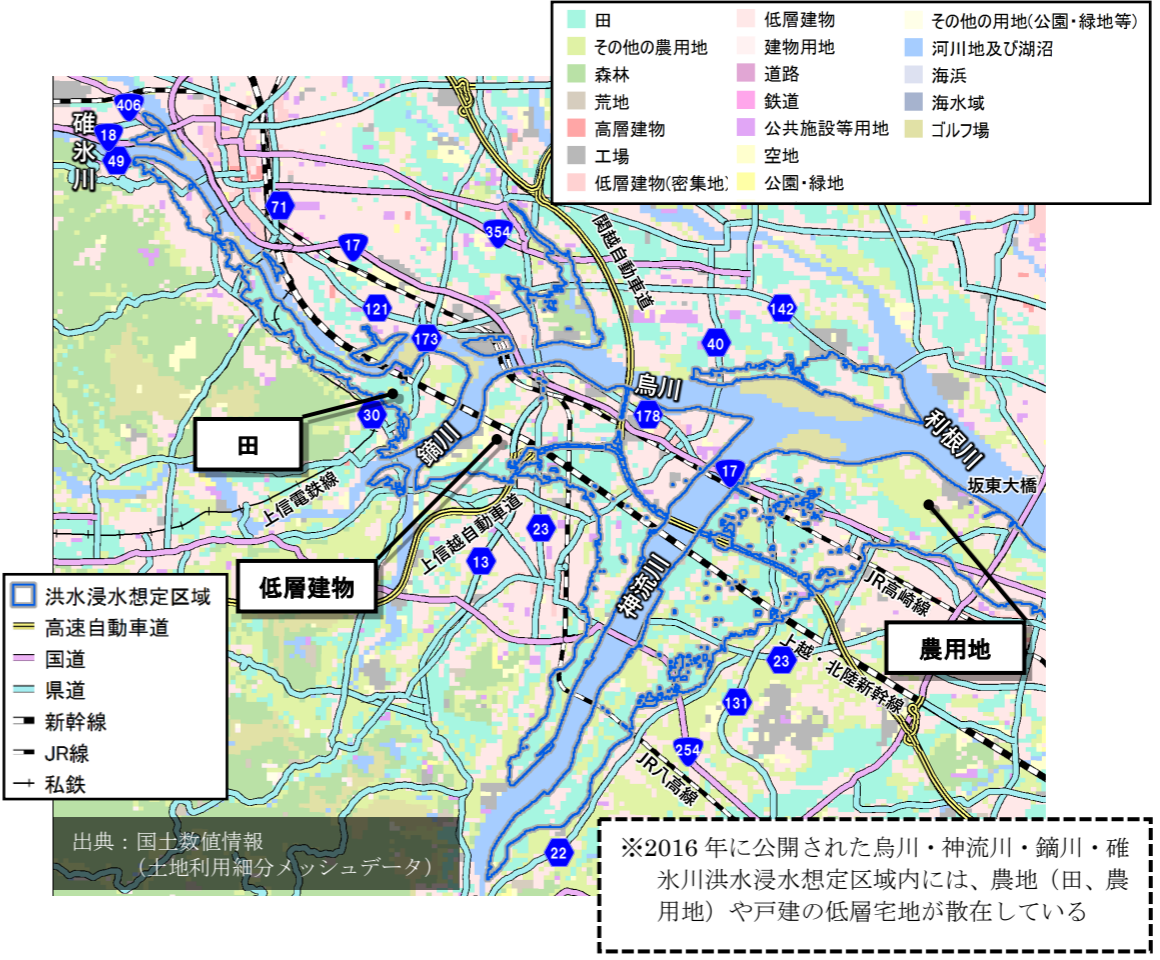


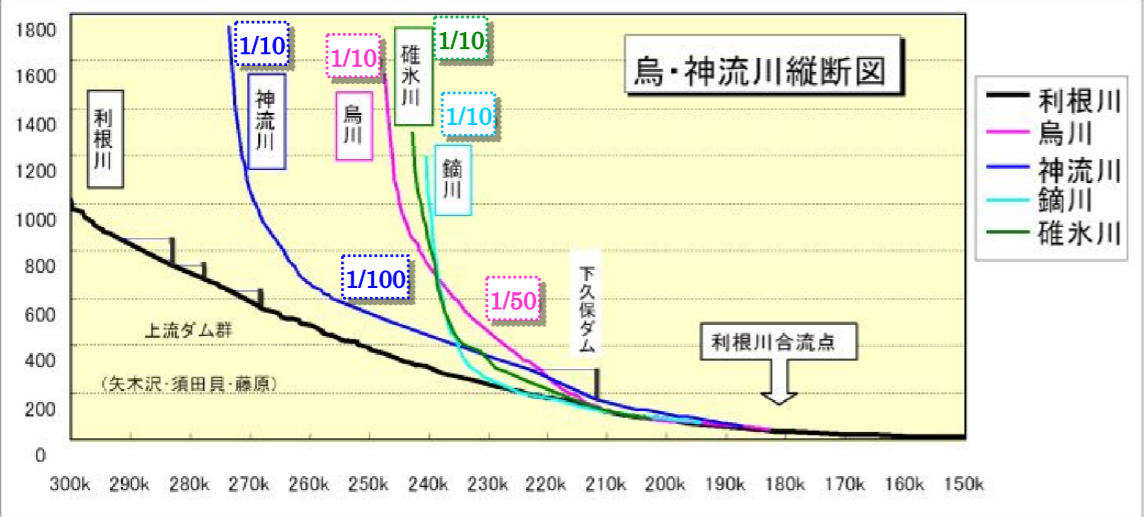
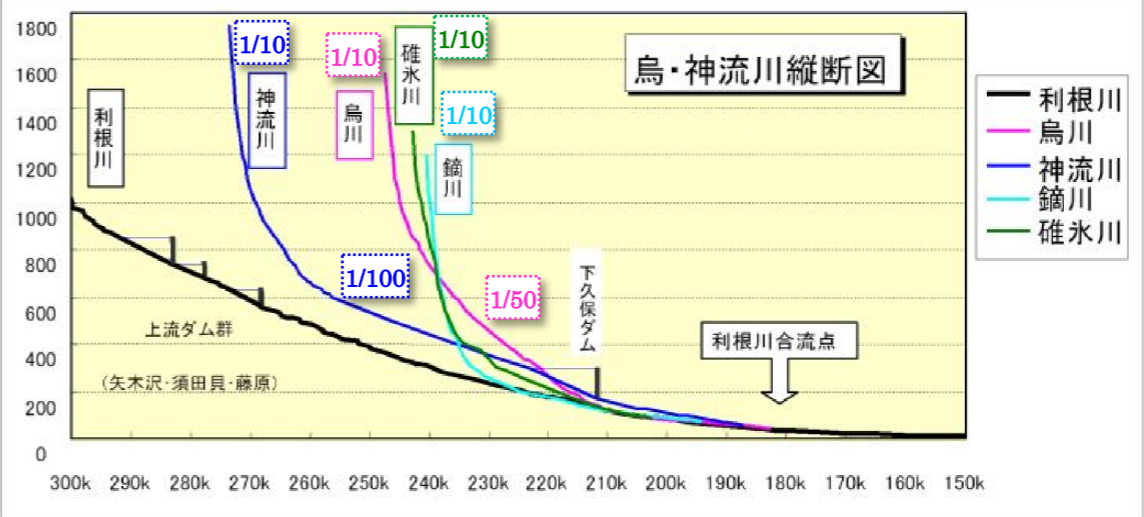
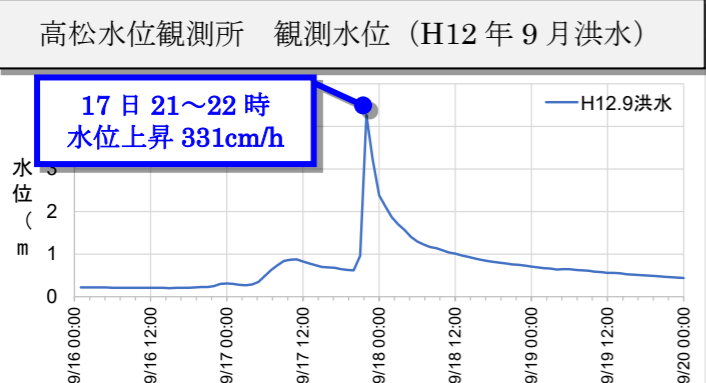

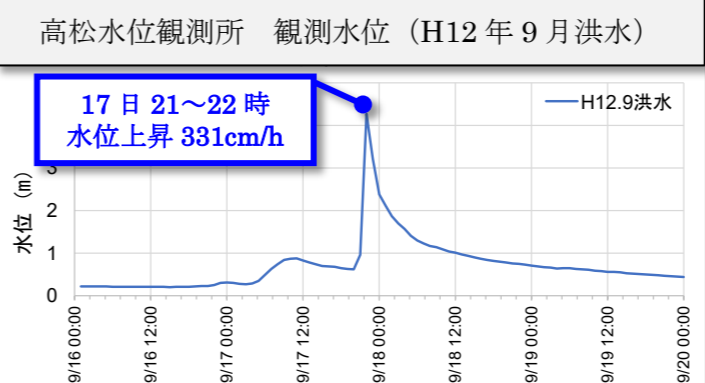
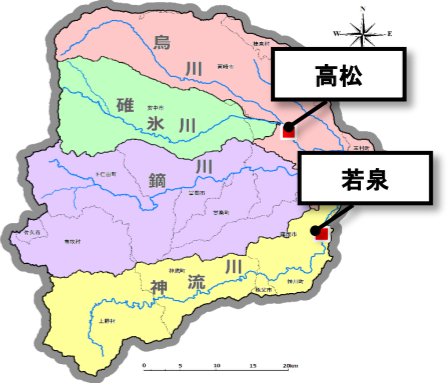
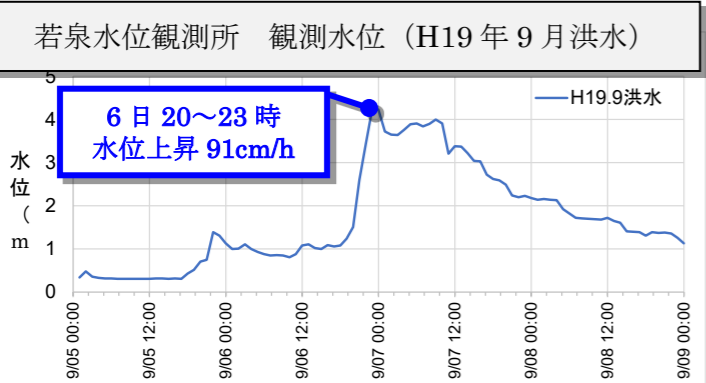
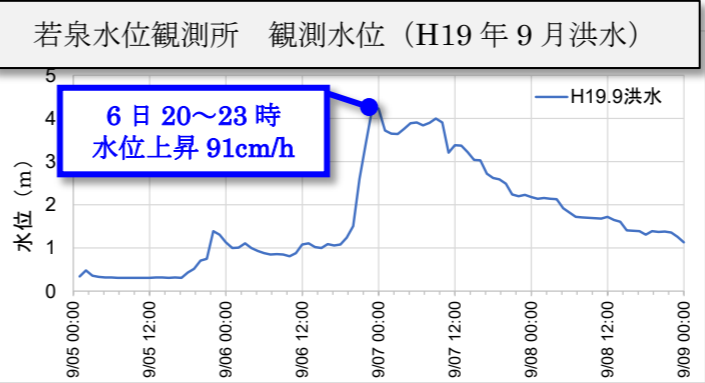
旧	新	備考欄
<p>1. はじめに</p> <p>平成27（2015）年9月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。</p> <p>このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成27（2015）年12月10日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。</p> <p>烏・神流川流域においては、この答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組として、地域住民の安全安心を担う沿川の2市3町（高崎市、藤岡市、玉村町、神川町、上里町）、群馬県、埼玉県、独立行政法人水資源機構、気象庁、関東地方整備局で構成される「烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」を平成28（2016）年5月17日に設立し、減災のための目標を共有し、令和2（2020）年度を目途にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。</p> <p>平成28（2016）年8月以降、相次いで発生した台風による豪雨災害で、中小河川においても甚大な被害が発生したことから、県管理区間の河川については別途協議会が設置されることになった。さらに、平成29（2017）年6月19日に施行された改正水防法において、大規模氾濫減災協議会制度が創設されたことから、本協議会の対象河川を烏川、神流川、鎗川、碓氷川の直轄管理区間を対象（県管理区間は除くこととした）とした水防法第15条の9に基づく「烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）へと改組した。</p> <p>平成30（2018）年7月豪雨を受け、同年12月に「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定され、重要インフラの機能維持がうたわれるとともに、同月の「大規模広域豪雨を踏まえた水災害のあり方について」答申により、水防災意識社会再構築を加速する方針が打ち出された。翌平成31（2019）年1月29日には「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定」が打ち出され、本協議会の取組方針も新たな取組を加え改定を行い、目標年である令和2年度（2021年3月）に向けて取組を推進してきた。</p> <p>この度、令和2（2020）年度までの取組を総括し、その中で達成した取組や未達成となっている取組並びに令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）の経験から明らかになった流域の課題等を踏まえ、減災対策のための重点的な取組を共有し、令和7（2025）年度を目途に本協議会の取組方針を改定することとなった。</p>	<p>1. はじめに</p> <p>平成27（2015）年9月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。</p> <p>このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成27（2015）年12月10日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。</p> <p>烏・神流川流域においては、この答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組として、地域住民の安全安心を担う沿川の2市3町（高崎市、藤岡市、玉村町、神川町、上里町）、群馬県、埼玉県、独立行政法人水資源機構、気象庁、関東地方整備局で構成される「烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」を平成28（2016）年5月17日に設立し、減災のための目標を共有し、令和2（2020）年度を目途にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。</p> <p>平成28（2016）年8月以降、相次いで発生した台風による豪雨災害で、中小河川においても甚大な被害が発生したことから、県管理区間の河川については別途協議会が設置されることになった。さらに、平成29（2017）年6月19日に施行された改正水防法において、大規模氾濫減災協議会制度が創設されたことから、本協議会の対象河川を烏川、神流川、鎗川、碓氷川の直轄管理区間を対象（県管理区間は除くこととした）とした水防法第15条の9に基づく「烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）へと改組した。</p> <p>平成30（2018）年7月豪雨を受け、同年12月に「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定され、重要インフラの機能維持がうたわれるとともに、同月の「大規模広域豪雨を踏まえた水災害のあり方について」答申により、水防災意識社会再構築を加速する方針が打ち出された。翌平成31（2019）年1月29日には「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定」が打ち出され、本協議会の取組方針も新たな取組を加え改定を行い、目標年である令和2年度（2021年3月）に向けて取組を推進してきた。</p> <p>また、令和3（2021）年度には令和2（2020）年度までの取組を総括し改定を行い、目標年である令和7年度（2026年3月）に向けて取組を推進してきた。</p> <p>この度、令和7（2026）年度までの取組を総括し、その中で達成した取組や未達成となっている取組並びに令和5年度に実施した住民意識アンケート調査で明らかになった課題等を踏まえ、減災対策のための重点的な取組を共有し、令和12（2030）年度を目途に本協議会の取組方針を改定することとなった。</p>	<p>(修正)</p>

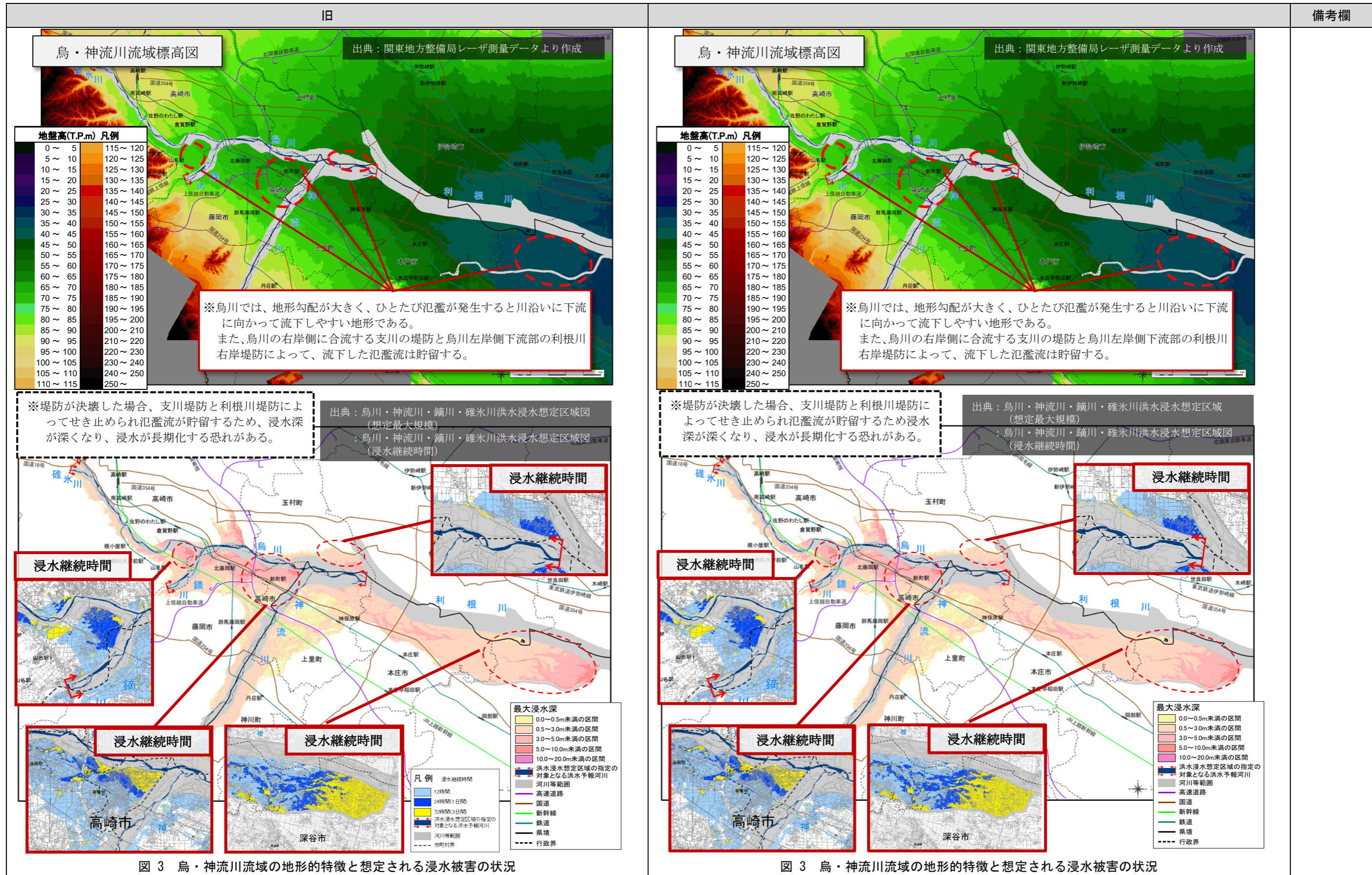
烏・神流川流域の減災に係る取組方針 新旧対照表

旧	新	備考欄																																																																
<p>2. 本協議会の構成員</p> <p>本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下、「構成機関」という。）は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="320 516 1258 1331"> <thead> <tr> <th>構成機関</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>高崎市</td><td>市 長</td></tr> <tr><td>藤岡市</td><td>市 長</td></tr> <tr><td>玉村町</td><td>町 長</td></tr> <tr><td>神川町</td><td>町 長</td></tr> <tr><td>上里町</td><td>町 長</td></tr> <tr><td>群馬県</td><td>県土整備部 河川課長</td></tr> <tr><td>〃</td><td>総務部 危機管理課長</td></tr> <tr><td>埼玉県</td><td>県土整備部 河川砂防課長</td></tr> <tr><td>〃</td><td>危機管理防災部 災害対策課長</td></tr> <tr><td>独立行政法人水資源機構</td><td>下久保ダム管理所長</td></tr> <tr><td>気象庁</td><td>前橋地方气象台 台長</td></tr> <tr><td>〃</td><td>熊谷地方气象台 台長</td></tr> <tr><td>東日本旅客鉄道株式会社高崎支社</td><td>高崎支社 執行役員 高崎支社長</td></tr> <tr><td>上信電鉄株式会社</td><td>代表取締役社長</td></tr> <tr><td>関東地方整備局</td><td>高崎河川国道事務所長</td></tr> </tbody> </table>	構成機関	構成員	高崎市	市 長	藤岡市	市 長	玉村町	町 長	神川町	町 長	上里町	町 長	群馬県	県土整備部 河川課長	〃	総務部 危機管理課長	埼玉県	県土整備部 河川砂防課長	〃	危機管理防災部 災害対策課長	独立行政法人水資源機構	下久保ダム管理所長	気象庁	前橋地方气象台 台長	〃	熊谷地方气象台 台長	東日本旅客鉄道株式会社高崎支社	高崎支社 執行役員 高崎支社長	上信電鉄株式会社	代表取締役社長	関東地方整備局	高崎河川国道事務所長	<p>2. 本協議会の構成員</p> <p>本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下、「構成機関」という。）は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1549 516 2487 1331"> <thead> <tr> <th>構成機関</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>高崎市</td><td>市 長</td></tr> <tr><td>藤岡市</td><td>市 長</td></tr> <tr><td>玉村町</td><td>町 長</td></tr> <tr><td>神川町</td><td>町 長</td></tr> <tr><td>上里町</td><td>町 長</td></tr> <tr><td>群馬県</td><td>県土整備部 河川課長</td></tr> <tr><td>〃</td><td>総務部 危機管理課長</td></tr> <tr><td>埼玉県</td><td>県土整備部 河川砂防課長</td></tr> <tr><td>〃</td><td>危機管理防災部 災害対策課長</td></tr> <tr><td>独立行政法人水資源機構</td><td>利根川上流総合管理所長</td></tr> <tr><td>気象庁</td><td>前橋地方气象台 台長</td></tr> <tr><td>〃</td><td>熊谷地方气象台 台長</td></tr> <tr><td>東日本旅客鉄道株式会社高崎支社</td><td>高崎支社 執行役員 高崎支社長</td></tr> <tr><td>上信電鉄株式会社</td><td>代表取締役社長</td></tr> <tr><td>関東地方整備局</td><td>高崎河川国道事務所長</td></tr> </tbody> </table>	構成機関	構成員	高崎市	市 長	藤岡市	市 長	玉村町	町 長	神川町	町 長	上里町	町 長	群馬県	県土整備部 河川課長	〃	総務部 危機管理課長	埼玉県	県土整備部 河川砂防課長	〃	危機管理防災部 災害対策課長	独立行政法人水資源機構	利根川上流総合管理所長	気象庁	前橋地方气象台 台長	〃	熊谷地方气象台 台長	東日本旅客鉄道株式会社高崎支社	高崎支社 執行役員 高崎支社長	上信電鉄株式会社	代表取締役社長	関東地方整備局	高崎河川国道事務所長	<p>(修正)</p>
構成機関	構成員																																																																	
高崎市	市 長																																																																	
藤岡市	市 長																																																																	
玉村町	町 長																																																																	
神川町	町 長																																																																	
上里町	町 長																																																																	
群馬県	県土整備部 河川課長																																																																	
〃	総務部 危機管理課長																																																																	
埼玉県	県土整備部 河川砂防課長																																																																	
〃	危機管理防災部 災害対策課長																																																																	
独立行政法人水資源機構	下久保ダム管理所長																																																																	
気象庁	前橋地方气象台 台長																																																																	
〃	熊谷地方气象台 台長																																																																	
東日本旅客鉄道株式会社高崎支社	高崎支社 執行役員 高崎支社長																																																																	
上信電鉄株式会社	代表取締役社長																																																																	
関東地方整備局	高崎河川国道事務所長																																																																	
構成機関	構成員																																																																	
高崎市	市 長																																																																	
藤岡市	市 長																																																																	
玉村町	町 長																																																																	
神川町	町 長																																																																	
上里町	町 長																																																																	
群馬県	県土整備部 河川課長																																																																	
〃	総務部 危機管理課長																																																																	
埼玉県	県土整備部 河川砂防課長																																																																	
〃	危機管理防災部 災害対策課長																																																																	
独立行政法人水資源機構	利根川上流総合管理所長																																																																	
気象庁	前橋地方气象台 台長																																																																	
〃	熊谷地方气象台 台長																																																																	
東日本旅客鉄道株式会社高崎支社	高崎支社 執行役員 高崎支社長																																																																	
上信電鉄株式会社	代表取締役社長																																																																	
関東地方整備局	高崎河川国道事務所長																																																																	

旧	新	備考欄
<p>3. 鳥・神流川流域の概要と主な課題</p> <p>■地形的特徴</p> <p>鳥・神流川流域は、以下の特徴を持っている。</p> <p>① 氾濫域は、沖積平野に農地や戸建の低層宅地が散在する土地利用が主体となっている。また、上越新幹線・北陸新幹線等の交通インフラの発達により首都圏のベッドタウン化が進んでいる（図1参照）。</p> <p>② 鳥川をはじめとして各支川ともに河床勾配が急な河川であるため、出水時には水位上昇が早い（図2参照）。</p> <p>③ 鳥川の氾濫流は右岸の支川堤防（鏑川、神流川、利根川支川小山川）、左岸は利根川の堤防で貯留され、浸水時間が長期化するとともに浸水深が深くなる（図3参照）。</p>  <p>図1 鳥・神流川流域の土地利用状況</p>	<p>3. 鳥・神流川流域の概要と主な課題</p> <p>■地形的特徴</p> <p>鳥・神流川流域は、以下の特徴を持っている。</p> <p>① 氾濫域は、沖積平野に農地や戸建の低層宅地が散在する土地利用が主体となっている。また、上越新幹線・北陸新幹線等の交通インフラの発達により首都圏のベッドタウン化が進んでいる（図1参照）。</p> <p>② 鳥川をはじめとして各支川ともに河床勾配が急な河川であるため、出水時には水位上昇が早い（図2参照）。</p> <p>③ 鳥川の氾濫流は右岸の支川堤防（鏑川、神流川、利根川支川小山川）、左岸は利根川の堤防で貯留され、浸水時間が長期化するとともに浸水深が深くなる（図3参照）。</p>  <p>図1 鳥・神流川流域の土地利用状況</p>	

鳥・神流川流域の減災に係る取組方針 新旧対照表

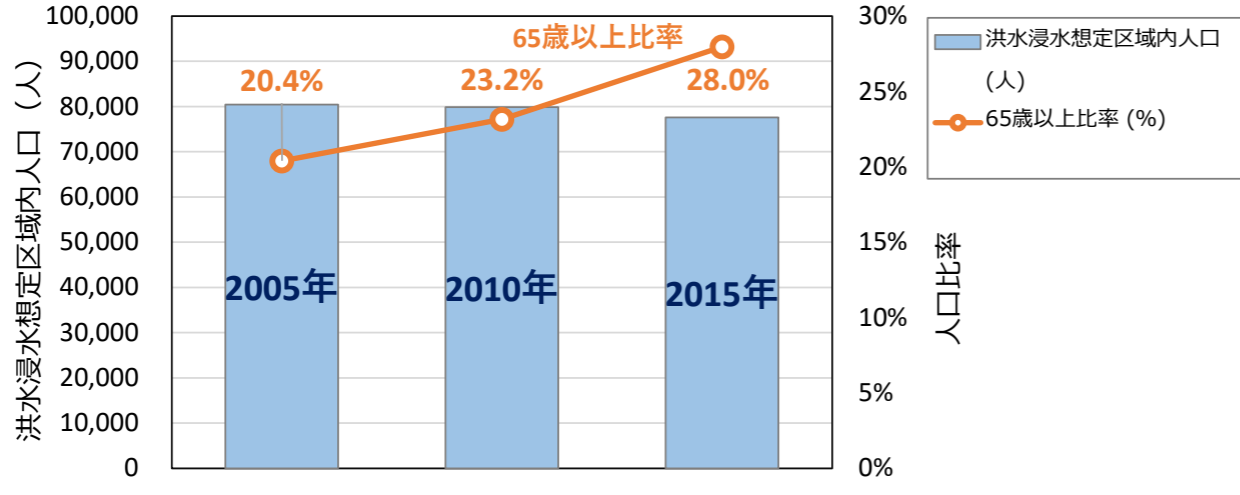
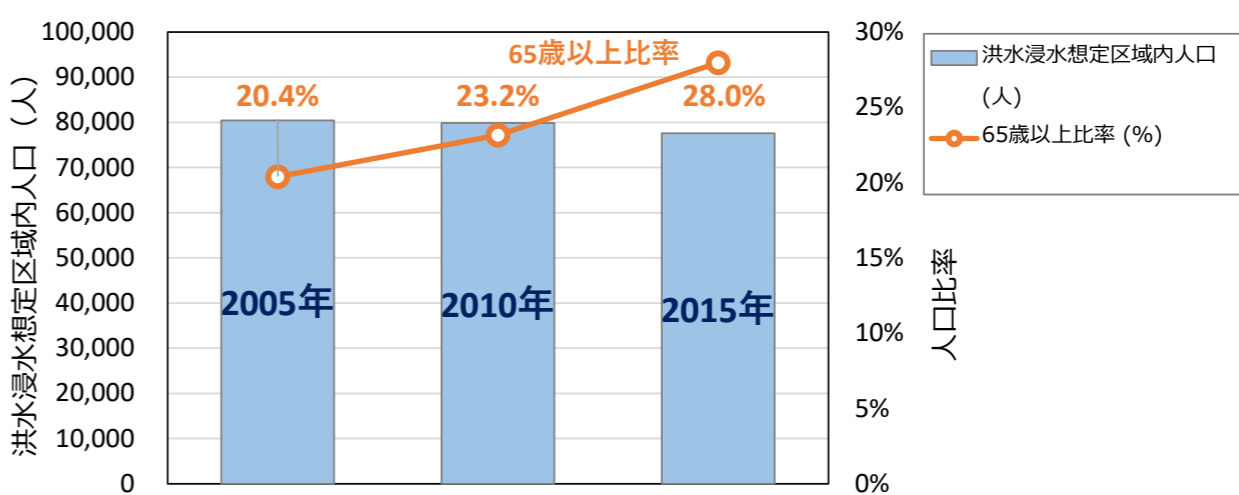
旧	新	備考欄
<p>※鳥川をはじめとして各支川ともに河床勾配が急な河川であるため、出水時には水位上昇が早い。</p>  <p>鳥・神流川縦断図</p> <p>利根川 鳥川 神流川 鎗川 碓氷川</p>	<p>※鳥川をはじめとして各支川ともに河床勾配が急な河川であるため、出水時には水位上昇が早い。</p>  <p>鳥・神流川縦断図</p> <p>利根川 鳥川 神流川 鎗川 碓氷川</p>	
<p>高松水位観測所 観測水位 (H12年9月洪水)</p>  <p>17日 21~22時 水位上昇 331cm/h</p>  <p>高松 若泉</p>	<p>高松水位観測所 観測水位 (H12年9月洪水)</p>  <p>17日 21~22時 水位上昇 331cm/h</p>  <p>高松 若泉</p>	
<p>若泉水位観測所 観測水位 (H19年9月洪水)</p>  <p>6日 20~23時 水位上昇 91cm/h</p> <p>※高松水位観測所(鳥川)と若泉水位観測所(神流川)において、洪水の立ち上がり部の水位上昇が早い。</p>	<p>若泉水位観測所 観測水位 (H19年9月洪水)</p>  <p>6日 20~23時 水位上昇 91cm/h</p> <p>※高松水位観測所(鳥川)と若泉水位観測所(神流川)において、洪水の立ち上がり部の水位上昇が早い。</p>	
<p>図 2 鳥川等縦断図と近年出水における観測水位の急激な上昇状況</p>	<p>図 2 鳥川等縦断図と近年出水における観測水位の急激な上昇状況</p>	



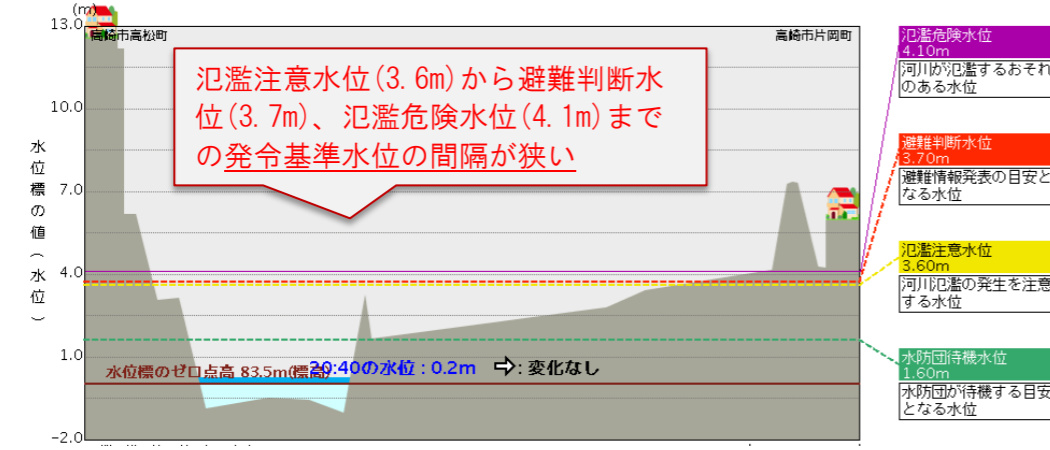
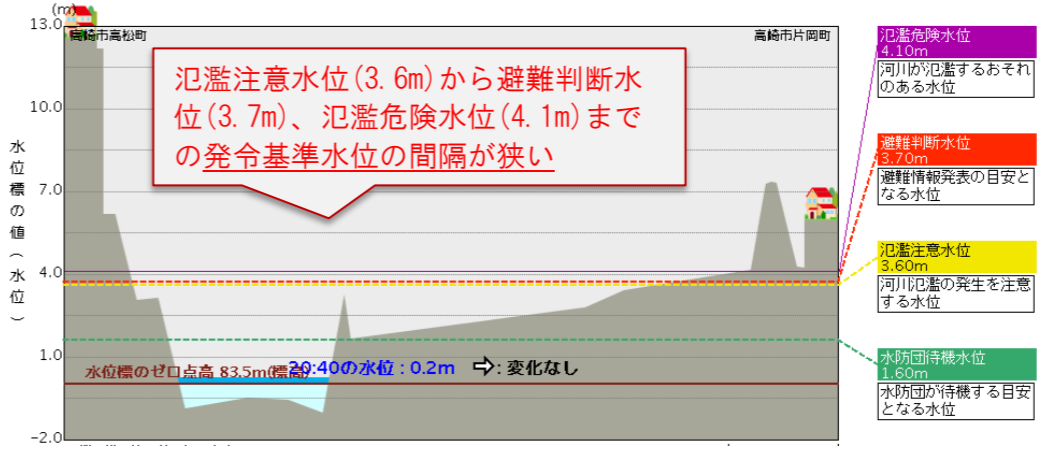
烏・神流川流域の減災に係る取組方針 新旧対照表

旧	新	備考欄																																																																								
<p>■過去の被災状況と河川改修の状況</p> <p>過去の洪水被害としては、昭和10（1935）年9月の台風第10号により烏川の堤防が決壊し、高崎市において死者7名、流出家屋数10戸、床上浸水1,000戸以上、多くの橋が流出する被害が発生、また、昭和22（1947）年9月のカスリーン台風においても、烏川の堤防が決壊し、高崎市において死者2名、流出家屋21戸、床上浸水686戸の被害が発生した。</p> <p>近年では、平成10（1998）年9月の台風第5号及び平成12（2000）年9月の集中豪雨により高崎市寺尾、根小屋、下佐野地区で浸水被害が32haと45ha、両洪水でそれぞれ発生し、公共交通機関では上信電鉄が一時運休するなどの被害も発生した。また、平成19（2007）年9月の台風第9号では鍋川流域で局所的な激しい豪雨となり、鍋川で氾濫危険水位を超え、鍋川下流部左岸の高崎市において浸水面積8haの被害が発生した。</p> <p style="text-align: center;">表 1 過去の主要な災害概要</p> <table border="1" data-bbox="186 779 911 1579"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>洪水流量</th> <th>河川被害</th> <th>一般災害 (高崎市)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明治43年8月 (台風第10号)</td> <td>—</td> <td>堤防の決壊(烏川)</td> <td>流出家屋23戸 君ヶ代橋、聖石橋 他2橋流出 床上浸水904戸 全壊3戸</td> </tr> <tr> <td>昭和10年9月 (台風第10号)</td> <td>岩鼻 4.494m³/s</td> <td>堤防の決壊(烏川)</td> <td>流出家屋10戸 君ヶ代橋、八千代橋流出 床上浸水1000戸以上 死者7名</td> </tr> <tr> <td>昭和22年9月 (台風第11号) カスリン台風</td> <td>岩鼻 6.743m³/s ※1</td> <td>堤防の決壊(烏川) 1箇所約242m</td> <td>流出家屋21戸 床上浸水686戸以上 死者2名</td> </tr> <tr> <td>昭和57年 (台風第10号)</td> <td>岩鼻 4.804m³/s</td> <td>河川被害等 (烏川) 1箇所 (神流川)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成10年9月 (台風第5号)</td> <td>岩鼻 4.950m³/s ※1</td> <td>河川被害等 (烏川) 1箇所 (神流川)</td> <td>(高崎市) 浸水面積 32ha 床下浸水 1戸 (烏川)</td> </tr> <tr> <td>平成12年9月 (集中豪雨)</td> <td>岩鼻 1.882m³/s</td> <td>河川被害等 (烏川) 2箇所 (碓氷川)</td> <td>(高崎市) 浸水面積 45ha 床下浸水 1戸 (烏川)</td> </tr> <tr> <td>平成19年9月 (台風第9号)</td> <td>岩鼻 4.321m³/s</td> <td>河川被害等 (烏川) 3箇所 (神流川) 1箇所 (鍋川)</td> <td>(高崎市) 浸水面積 8ha (烏川・鍋川合流部)</td> </tr> <tr> <td>令和元年10月 (台風第19号)</td> <td>岩鼻 5.690m³/s ※2</td> <td>河川被害等 (烏川) 2箇所 (神流川) 1箇所 (鍋川)</td> <td>(高崎市) 床上浸水 64戸 床下浸水 102戸 (烏川・鍋川) (玉村町) 床上浸水 3戸 工場浸水 7戸 (烏川)</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="940 831 1353 1073" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="946 1079 1356 1142" data-label="Caption"> <p>写真1 昭和10年9月台風第10号 高崎市聖石町付近</p> </div> <div data-bbox="958 1218 1362 1503" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="952 1512 1353 1575" data-label="Caption"> <p>写真2 平成10年9月台風第5号 一本松橋上流付近</p> </div> <p>※流量は実績値 出典) 高水速報 ※1 昭和22年9月、平成10年9月のデータは、ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討「ハッ場ダム建設事業の検証等における過去の洪水実績など計画の前提となっているデータの点検結果について」より ※2 令和元年10月のデータは、「令和元年10月台風第19号による烏・神流川流域の出水状況(第2報)」(高崎河川国道事務所)より https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000769575.pdf</p>	発生年月日	洪水流量	河川被害	一般災害 (高崎市)	明治43年8月 (台風第10号)	—	堤防の決壊(烏川)	流出家屋23戸 君ヶ代橋、聖石橋 他2橋流出 床上浸水904戸 全壊3戸	昭和10年9月 (台風第10号)	岩鼻 4.494m ³ /s	堤防の決壊(烏川)	流出家屋10戸 君ヶ代橋、八千代橋流出 床上浸水1000戸以上 死者7名	昭和22年9月 (台風第11号) カスリン台風	岩鼻 6.743m ³ /s ※1	堤防の決壊(烏川) 1箇所約242m	流出家屋21戸 床上浸水686戸以上 死者2名	昭和57年 (台風第10号)	岩鼻 4.804m ³ /s	河川被害等 (烏川) 1箇所 (神流川)		平成10年9月 (台風第5号)	岩鼻 4.950m ³ /s ※1	河川被害等 (烏川) 1箇所 (神流川)	(高崎市) 浸水面積 32ha 床下浸水 1戸 (烏川)	平成12年9月 (集中豪雨)	岩鼻 1.882m ³ /s	河川被害等 (烏川) 2箇所 (碓氷川)	(高崎市) 浸水面積 45ha 床下浸水 1戸 (烏川)	平成19年9月 (台風第9号)	岩鼻 4.321m ³ /s	河川被害等 (烏川) 3箇所 (神流川) 1箇所 (鍋川)	(高崎市) 浸水面積 8ha (烏川・鍋川合流部)	令和元年10月 (台風第19号)	岩鼻 5.690m ³ /s ※2	河川被害等 (烏川) 2箇所 (神流川) 1箇所 (鍋川)	(高崎市) 床上浸水 64戸 床下浸水 102戸 (烏川・鍋川) (玉村町) 床上浸水 3戸 工場浸水 7戸 (烏川)	<p>■過去の被害状況と河川改修の状況</p> <p>過去の洪水被害としては、昭和10（1935）年9月の台風第10号により烏川の堤防が決壊し、高崎市において死者7名、流出家屋数10戸、床上浸水1,000戸以上、多くの橋が流出する被害が発生、また、昭和22（1947）年9月のカスリーン台風においても、烏川の堤防が決壊し、高崎市において死者2名、流出家屋21戸、床上浸水686戸の被害が発生した。</p> <p>近年では、平成10（1998）年9月の台風第5号及び平成12（2000）年9月の集中豪雨により高崎市寺尾、根小屋、下佐野地区で浸水被害が32haと45ha、両洪水でそれぞれ発生し、公共交通機関では上信電鉄が一時運休するなどの被害も発生した。また、平成19（2007）年9月の台風第9号では鍋川流域で局所的な激しい豪雨となり、鍋川で氾濫危険水位を超え、鍋川下流部左岸の高崎市において浸水面積8haの被害が発生した。</p> <p style="text-align: center;">表 2 過去の主要な災害概要</p> <table border="1" data-bbox="1418 779 2142 1579"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>洪水流量</th> <th>河川被害</th> <th>一般災害 (高崎市)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明治43年8月 (台風第10号)</td> <td>—</td> <td>堤防の決壊(烏川)</td> <td>流出家屋23戸 君ヶ代橋、聖石橋 他2橋流出 床上浸水904戸 全壊3戸</td> </tr> <tr> <td>昭和10年9月 (台風第10号)</td> <td>岩鼻 4.494m³/s</td> <td>堤防の決壊(烏川)</td> <td>流出家屋10戸 君ヶ代橋、八千代橋流出 床上浸水1000戸以上 死者7名</td> </tr> <tr> <td>昭和22年9月 (台風第11号) カスリン台風</td> <td>岩鼻 6.743m³/s ※1</td> <td>堤防の決壊(烏川) 1箇所約242m</td> <td>流出家屋21戸 床上浸水686戸以上 死者2名</td> </tr> <tr> <td>昭和57年 (台風第10号)</td> <td>岩鼻 4.804m³/s</td> <td>河川被害等 (烏川) 1箇所 (神流川)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成10年9月 (台風第5号)</td> <td>岩鼻 4.950m³/s ※1</td> <td>河川被害等 (烏川) 1箇所 (神流川)</td> <td>(高崎市) 浸水面積 32ha 床下浸水 1戸 (烏川)</td> </tr> <tr> <td>平成12年9月 (集中豪雨)</td> <td>岩鼻 1.882m³/s</td> <td>河川被害等 (烏川) 2箇所 (碓氷川)</td> <td>(高崎市) 浸水面積 45ha 床下浸水 1戸 (烏川)</td> </tr> <tr> <td>平成19年9月 (台風第9号)</td> <td>岩鼻 4.321m³/s</td> <td>河川被害等 (烏川) 3箇所 (神流川) 1箇所 (鍋川)</td> <td>(高崎市) 浸水面積 8ha (烏川・鍋川合流部)</td> </tr> <tr> <td>令和元年10月 (台風第19号)</td> <td>岩鼻 5.690m³/s ※2</td> <td>河川被害等 (烏川) 2箇所 (神流川) 1箇所 (鍋川)</td> <td>(高崎市) 床上浸水 64戸 床下浸水 102戸 (烏川・鍋川) (玉村町) 床上浸水 3戸 工場浸水 7戸 (烏川)</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="2172 846 2585 1087" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="2178 1094 2588 1157" data-label="Caption"> <p>写真1 昭和10年9月台風第10号 高崎市聖石町付近</p> </div> <div data-bbox="2190 1232 2594 1518" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="2184 1535 2585 1598" data-label="Caption"> <p>写真2 平成10年9月台風第5号 一本松橋上流付近</p> </div> <p>※流量は実績値 出典) 高水速報 ※1 昭和22年9月、平成10年9月のデータは、ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討「ハッ場ダム建設事業の検証等における過去の洪水実績など計画の前提となっているデータの点検結果について」より ※2 令和元年10月のデータは、「令和元年10月台風第19号による烏・神流川流域の出水状況(第2報)」(高崎河川国道事務所)より https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000769575.pdf</p>	発生年月日	洪水流量	河川被害	一般災害 (高崎市)	明治43年8月 (台風第10号)	—	堤防の決壊(烏川)	流出家屋23戸 君ヶ代橋、聖石橋 他2橋流出 床上浸水904戸 全壊3戸	昭和10年9月 (台風第10号)	岩鼻 4.494m ³ /s	堤防の決壊(烏川)	流出家屋10戸 君ヶ代橋、八千代橋流出 床上浸水1000戸以上 死者7名	昭和22年9月 (台風第11号) カスリン台風	岩鼻 6.743m ³ /s ※1	堤防の決壊(烏川) 1箇所約242m	流出家屋21戸 床上浸水686戸以上 死者2名	昭和57年 (台風第10号)	岩鼻 4.804m ³ /s	河川被害等 (烏川) 1箇所 (神流川)		平成10年9月 (台風第5号)	岩鼻 4.950m ³ /s ※1	河川被害等 (烏川) 1箇所 (神流川)	(高崎市) 浸水面積 32ha 床下浸水 1戸 (烏川)	平成12年9月 (集中豪雨)	岩鼻 1.882m ³ /s	河川被害等 (烏川) 2箇所 (碓氷川)	(高崎市) 浸水面積 45ha 床下浸水 1戸 (烏川)	平成19年9月 (台風第9号)	岩鼻 4.321m ³ /s	河川被害等 (烏川) 3箇所 (神流川) 1箇所 (鍋川)	(高崎市) 浸水面積 8ha (烏川・鍋川合流部)	令和元年10月 (台風第19号)	岩鼻 5.690m ³ /s ※2	河川被害等 (烏川) 2箇所 (神流川) 1箇所 (鍋川)	(高崎市) 床上浸水 64戸 床下浸水 102戸 (烏川・鍋川) (玉村町) 床上浸水 3戸 工場浸水 7戸 (烏川)	
発生年月日	洪水流量	河川被害	一般災害 (高崎市)																																																																							
明治43年8月 (台風第10号)	—	堤防の決壊(烏川)	流出家屋23戸 君ヶ代橋、聖石橋 他2橋流出 床上浸水904戸 全壊3戸																																																																							
昭和10年9月 (台風第10号)	岩鼻 4.494m ³ /s	堤防の決壊(烏川)	流出家屋10戸 君ヶ代橋、八千代橋流出 床上浸水1000戸以上 死者7名																																																																							
昭和22年9月 (台風第11号) カスリン台風	岩鼻 6.743m ³ /s ※1	堤防の決壊(烏川) 1箇所約242m	流出家屋21戸 床上浸水686戸以上 死者2名																																																																							
昭和57年 (台風第10号)	岩鼻 4.804m ³ /s	河川被害等 (烏川) 1箇所 (神流川)																																																																								
平成10年9月 (台風第5号)	岩鼻 4.950m ³ /s ※1	河川被害等 (烏川) 1箇所 (神流川)	(高崎市) 浸水面積 32ha 床下浸水 1戸 (烏川)																																																																							
平成12年9月 (集中豪雨)	岩鼻 1.882m ³ /s	河川被害等 (烏川) 2箇所 (碓氷川)	(高崎市) 浸水面積 45ha 床下浸水 1戸 (烏川)																																																																							
平成19年9月 (台風第9号)	岩鼻 4.321m ³ /s	河川被害等 (烏川) 3箇所 (神流川) 1箇所 (鍋川)	(高崎市) 浸水面積 8ha (烏川・鍋川合流部)																																																																							
令和元年10月 (台風第19号)	岩鼻 5.690m ³ /s ※2	河川被害等 (烏川) 2箇所 (神流川) 1箇所 (鍋川)	(高崎市) 床上浸水 64戸 床下浸水 102戸 (烏川・鍋川) (玉村町) 床上浸水 3戸 工場浸水 7戸 (烏川)																																																																							
発生年月日	洪水流量	河川被害	一般災害 (高崎市)																																																																							
明治43年8月 (台風第10号)	—	堤防の決壊(烏川)	流出家屋23戸 君ヶ代橋、聖石橋 他2橋流出 床上浸水904戸 全壊3戸																																																																							
昭和10年9月 (台風第10号)	岩鼻 4.494m ³ /s	堤防の決壊(烏川)	流出家屋10戸 君ヶ代橋、八千代橋流出 床上浸水1000戸以上 死者7名																																																																							
昭和22年9月 (台風第11号) カスリン台風	岩鼻 6.743m ³ /s ※1	堤防の決壊(烏川) 1箇所約242m	流出家屋21戸 床上浸水686戸以上 死者2名																																																																							
昭和57年 (台風第10号)	岩鼻 4.804m ³ /s	河川被害等 (烏川) 1箇所 (神流川)																																																																								
平成10年9月 (台風第5号)	岩鼻 4.950m ³ /s ※1	河川被害等 (烏川) 1箇所 (神流川)	(高崎市) 浸水面積 32ha 床下浸水 1戸 (烏川)																																																																							
平成12年9月 (集中豪雨)	岩鼻 1.882m ³ /s	河川被害等 (烏川) 2箇所 (碓氷川)	(高崎市) 浸水面積 45ha 床下浸水 1戸 (烏川)																																																																							
平成19年9月 (台風第9号)	岩鼻 4.321m ³ /s	河川被害等 (烏川) 3箇所 (神流川) 1箇所 (鍋川)	(高崎市) 浸水面積 8ha (烏川・鍋川合流部)																																																																							
令和元年10月 (台風第19号)	岩鼻 5.690m ³ /s ※2	河川被害等 (烏川) 2箇所 (神流川) 1箇所 (鍋川)	(高崎市) 床上浸水 64戸 床下浸水 102戸 (烏川・鍋川) (玉村町) 床上浸水 3戸 工場浸水 7戸 (烏川)																																																																							

鳥・神流川流域の減災に係る取組方針 新旧対照表

旧	新	備考欄																								
<p>鳥・神流川の治水対策としては、昭和22（1947）年のカスリーン台風による被害を契機に、利根川改修改訂計画が策定され、昭和43（1968）年には神流川上流に下久保ダムが完成し、神流川から本川合流にかけて安全性が向上した。現在は、平成25（2013）年5月に策定された「利根川水系 利根川・江戸川河川整備計画」に基づき鳥川上流築堤事業等の改修事業を進めている。</p> <p>今般、平成28（2016）年8月に公表した、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域はこれまでの実績洪水より、更に浸水面積や浸水深が大きく浸水の継続時間も長くなることが想定されることから、その被害はより甚大なものになることが予想される。</p> <p>■鳥・神流川流域の社会インフラ等の状況</p> <p>鳥・神流川流域の想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域には上越・北陸新幹線、JR 高崎線、関越・上信越自動車道、国道17号などの基幹交通網が発達している。首都圏への交通の利便性が向上したことにより、ベッドタウン化が進み、群馬県の中核市である高崎市の人口を含む約8万人*が居住するなど、人口、資産が集積している。近年は人口の高齢化、多様化が進んでおり、洪水浸水想定区域内の総人口は微減傾向にある一方で、65歳以上の浸水区域内割合は増加*している（図4参照）。</p> <p>更に防災拠点となる消防署や警察署、自衛隊駐屯地等があり、浸水被害が発生した場合には社会経済活動への影響や防災機能の低下が懸念される。</p> <p>このような状況から、鳥・神流川流域に暮らす人々の命を守る避難行動への対応や、社会経済活動への影響軽減、基幹交通、緊急輸送道路である国道17号における災害復旧に対する早期の道路機能の回復、防災拠点における機能の維持等の取組が発災時には急務となる。</p> <p style="text-align: right;">※2015年国勢調査</p>  <table border="1" data-bbox="222 1197 1380 1659"> <caption>図4 想定最大規模における鳥川・神流川・鎗川・碓氷川洪水浸水想定区域図内人口</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>洪水浸水想定区域内人口 (人)</th> <th>65歳以上比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2005年</td> <td>80,000</td> <td>20.4%</td> </tr> <tr> <td>2010年</td> <td>80,000</td> <td>23.2%</td> </tr> <tr> <td>2015年</td> <td>80,000</td> <td>28.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※国勢調査</p>	年	洪水浸水想定区域内人口 (人)	65歳以上比率 (%)	2005年	80,000	20.4%	2010年	80,000	23.2%	2015年	80,000	28.0%	<p>鳥・神流川の治水対策としては、昭和22（1947）年のカスリーン台風による被害を契機に、利根川改修改訂計画が策定され、昭和43（1968）年には神流川上流に下久保ダムが完成し、神流川から本川合流にかけて安全性が向上した。現在は、平成25（2013）年5月に策定された「利根川水系 利根川・江戸川河川整備計画（令和7年3月27日変更）」に基づき河道掘削等の河川改修事業を進めている。</p> <p>今般、平成28（2016）年8月に公表した、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域はこれまでの実績洪水より、更に浸水面積や浸水深が大きく浸水の継続時間も長くなることが想定されることから、その被害はより甚大なものになることが予想される。</p> <p>■鳥・神流川流域の社会インフラ等の状況</p> <p>鳥・神流川流域の想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域には上越・北陸新幹線、JR 高崎線、関越・上信越自動車道、国道17号などの基幹交通網が発達している。首都圏への交通の利便性が向上したことにより、ベッドタウン化が進み、群馬県の中核市である高崎市の人口を含む約8万人*が居住するなど、人口、資産が集積している。近年は人口の高齢化、多様化が進んでおり、洪水浸水想定区域内の総人口は微減傾向にある一方で、65歳以上の浸水区域内割合は増加*している（図4参照）。</p> <p>更に防災拠点となる消防署や警察署、自衛隊駐屯地等があり、浸水被害が発生した場合には社会経済活動への影響や防災機能の低下が懸念される。</p> <p>このような状況から、鳥・神流川流域に暮らす人々の命を守る避難行動への対応や、社会経済活動への影響軽減、基幹交通、緊急輸送道路である国道17号における災害復旧に対する早期の道路機能の回復、防災拠点における機能の維持等の取組が発災時には急務となる。</p> <p style="text-align: right;">※2015年国勢調査</p>  <table border="1" data-bbox="1454 1197 2611 1659"> <caption>図4 想定最大規模における鳥川・神流川・鎗川・碓氷川洪水浸水想定区域図内人口</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>洪水浸水想定区域内人口 (人)</th> <th>65歳以上比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2005年</td> <td>80,000</td> <td>20.4%</td> </tr> <tr> <td>2010年</td> <td>80,000</td> <td>23.2%</td> </tr> <tr> <td>2015年</td> <td>80,000</td> <td>28.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※国勢調査</p>	年	洪水浸水想定区域内人口 (人)	65歳以上比率 (%)	2005年	80,000	20.4%	2010年	80,000	23.2%	2015年	80,000	28.0%	<p>(追加・修正)</p>
年	洪水浸水想定区域内人口 (人)	65歳以上比率 (%)																								
2005年	80,000	20.4%																								
2010年	80,000	23.2%																								
2015年	80,000	28.0%																								
年	洪水浸水想定区域内人口 (人)	65歳以上比率 (%)																								
2005年	80,000	20.4%																								
2010年	80,000	23.2%																								
2015年	80,000	28.0%																								

鳥・神流川流域の減災に係る取組方針 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>■鳥・神流川流域の主な課題</p> <p>鳥・神流川流域における主な課題は、以下のとおりである。</p> <p>①-1 氾濫域の低平地には、緊急避難が可能な高層建物や高台が少ない。</p> <p>①-2 昭和22（1947）年のカスリーン台風以降、堤防決壊を伴うような大規模な水害が起きていないため、新興住宅地をはじめ水害を経験していない住民が増えている。</p> <p>② 急激な水位上昇に加え、発令基準水位の間隔も狭いため、刻々と河川水位等の状況が変化する（図5参照）。</p> <p>③-1 想定し得る最大規模降雨による洪水が発生した場合、鳥川と鑓川、神流川及び利根川支川小山川の合流点では、宅地エリアの浸水が3日間程度継続する（図6参照）。</p> <p>③-2 洪水浸水想定区域には、緊急輸送道路である国道17号やJR高崎線などの交通インフラ、防災拠点となる消防署や警察署、自衛隊駐屯地等があり、浸水被害が発生した場合、社会経済活動への影響や防災機能の低下が懸念される。</p> <p>③-3 鳥・神流川の堤防天端の一部は、水防活動や堤防被災時等の復旧活動時に、大型車両が通行出来ない天端幅が狭い区間が存在する。</p>  <p>出典：川の防災情報HP</p> <p>図5 高松地点の横断面図と基準水位（鳥・神流川流域の主な課題②）</p>	<p>■鳥・神流川流域の主な課題</p> <p>鳥・神流川流域における主な課題は、以下のとおりである。</p> <p>①-1 氾濫域の低平地には、緊急避難が可能な高層建物や高台が少ない。</p> <p>①-2 昭和22（1947）年のカスリーン台風以降、堤防決壊を伴うような大規模な水害が起きていないため、新興住宅地をはじめ水害を経験していない住民が増えている。</p> <p>② 急激な水位上昇に加え、発令基準水位の間隔も狭いため、刻々と河川水位等の状況が変化する（図5参照）。</p> <p>③-1 想定し得る最大規模降雨による洪水が発生した場合、鳥川と鑓川、神流川及び利根川支川小山川の合流点では、宅地エリアの浸水が3日間程度継続する（図6参照）。</p> <p>③-2 洪水浸水想定区域には、緊急輸送道路である国道17号やJR高崎線などの交通インフラ、防災拠点となる消防署や警察署、自衛隊駐屯地等があり、浸水被害が発生した場合、社会経済活動への影響や防災機能の低下が懸念される。</p> <p>③-3 鳥・神流川の堤防天端の一部は、水防活動や堤防被災時等の復旧活動時に、大型車両が通行出来ない天端幅が狭い区間が存在する。</p>  <p>出典：川の防災情報HP</p> <p>図5 高松地点の横断面図と基準水位（鳥・神流川流域の主な課題②）</p>	

旧	新	備考欄
<p>烏川・神流川・鎗川・碓氷川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）</p> <p>※洪水浸水想定区域には、緊急輸送道路である国道17号やJR高崎線などの交通インフラ、防災拠点となる消防署や警察署、自衛隊駐屯地等があり、浸水被害が発生した場合、社会経済活動への影響や防災機能の低下する恐れがある。</p> <p>最大浸水深 0.0～0.5m未満の区間 0.5～3.0m未満の区間 3.0～5.0m未満の区間 5.0～10.0m未満の区間 10.0～20.0m未満の区間</p> <p>洪水浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川 河川等範囲 高速道路 国道 新幹線 鉄道 県境 行政界</p> <p>自衛隊駐屯地</p>	<p>烏川・神流川・鎗川・碓氷川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）</p> <p>※洪水浸水想定区域には、緊急輸送道路である国道17号やJR高崎線などの交通インフラ、防災拠点となる消防署や警察署、自衛隊駐屯地等があり、浸水被害が発生した場合、社会経済活動への影響や防災機能の低下する恐れがある。</p> <p>最大浸水深 0.0～0.5m未満の区間 0.5～3.0m未満の区間 3.0～5.0m未満の区間 5.0～10.0m未満の区間 10.0～20.0m未満の区間</p> <p>洪水浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川 河川等範囲 高速道路 国道 新幹線 鉄道 県境 行政界</p> <p>自衛隊駐屯地</p>	
<p>烏川・神流川・鎗川・碓氷川洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）</p> <p>※想定し得る最大規模降雨による洪水が発生した場合、烏川と鎗川、神流川及び利根川支川小山川の合流点では、宅地エリアの浸水が3日間程度継続する。</p> <p>浸水継続時間 12時間 24時間(1日間) 72時間(3日間)</p> <p>洪水浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川 河川等範囲 高速道路 国道 新幹線 鉄道 県境 行政界</p>	<p>烏川・神流川・鎗川・碓氷川洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）</p> <p>※想定し得る最大規模降雨による洪水が発生した場合、烏川と鎗川、神流川及び利根川支川小山川の合流点では、宅地エリアの浸水が3日間程度継続する。</p> <p>浸水継続時間 12時間 24時間(1日間) 72時間(3日間)</p> <p>洪水浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川 河川等範囲 高速道路 国道 新幹線 鉄道 県境 行政界</p>	

図 6 烏川・神流川・鎗川・碓氷川において想定される浸水状況と浸水継続時間

図 6 烏川・神流川・鎗川・碓氷川において想定される浸水状況と浸水継続時間

鳥・神流川流域の減災に係る取組方針 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>鳥・神流川流域（直轄区間）における水防災に対する住民意識について、浸水想定区域内に居住する住民を対象として実施したアンケート調査※によると、洪水浸水想定区域図の認知率や自宅が危険だと考える人（水害リスクを意識している人）の比率は増加傾向にあるものの、安全と過信する方も依然として一定数見られる（図7参照）。また、身近にいる要配慮者の避難方法を考えていない人が約34%（令和2年度）であった（図8参照）。避難については、台風接近時の想定質問において「避難準備・高齢者等避難開始」または「避難勧告」の発令により約93%の人が避難をすると回答した一方で、実際には令和元年台風第19号で避難した人は約34%であった。さらに、マイ・タイムライン（住民一人・一人の避難計画）の認知率は約45%にとどまり、認知していない人と認知しているが作成していない人を合わせると約97%（作成している人約3%）であった。</p> <p>※住民意識アンケート調査（第1回目は平成30（2018）年度、第2回目は令和2（2020）年度に関東地方整備局高崎河川国道事務所が実施）</p>	<p>鳥・神流川流域（直轄区間）における水防災に対する住民意識について、浸水想定区域内に居住する住民を対象として実施したアンケート調査※によると、自宅の水害リスクに対し「危険」と認識している人の割合が令和2年度に対して増加している一方で、「安全」と誤認している人の割合も増加傾向にある（図7参照）。また、身近にいる要配慮者の避難方法を考えていない人が約41%（令和5年度）であり、令和2年度に対して増加している（図7参照）。避難については、台風接近時の想定質問において「避難準備・高齢者等避難開始」または「避難勧告」の発令により約95%の人が避難をすると回答した一方で、実際には令和元年台風第19号で避難した人は約34%であった。さらに、本協議会で実施している取組である「出前講座の実施」「水防災教育の実施」「マイ・タイムラインの作成・普及活動」の認知率はいずれも1割未満であった。</p> <p>※住民意識アンケート調査（第1回目は平成30（2018）年度、第2回目は令和2（2020）年度、3回目は令和5（2023）年度に関東地方整備局高崎河川国道事務所が実施）</p> <p>住民意識アンケート調査結果より、鳥・神流川流域における以下のような住民の水防災意識の向上が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 正しい水害リスクの普及啓発 ② 要配慮者の避難支援体制に関する周知・普及・啓発 ③ 避難行動に移せる日頃の備え（マイ・タイムラインの普及・啓発活動） ④ 減災対策協議会の取組内容に関する周知活動の拡充 	<p>（修正）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p>

旧	新	備考欄
<p>住民意識アンケート結果 抜粋 (平成30(2018)年度調査および令和2(2020)年度調査)</p> <p>洪水浸水想定区域図の認知度について</p> <p>平成30年度 (2018年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図を見たことはない。 49.6% 洪水浸水想定区域図を見たことがあるが、詳しくは知らない。 34.5% 洪水浸水想定区域図を知っており、内容を理解している。 15.9% <p>令和2年度 (2020年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図を見たことはない。 27.1% 洪水浸水想定区域図を見たことがあるが、詳しくは知らない。 46.4% 洪水浸水想定区域図を知っており、内容を理解している。 26.5% <p>洪水浸水想定区域図の認知率は、約51%から約73%に増加</p> <p>水害リスクの認知度について (河川の水があふれた場合、自宅が危険だと思うか)</p> <p>平成30年度 (2018年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険だと思う 51.3% 安全だと思う 25.0% わからない 23.8% <p>令和2年度 (2020年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険だと思う 72.9% 安全だと思う 10.6% わからない 16.4% <p>安全を過信する人は依然として一定数存在する</p> <p>水害リスクを意識している人は、約51%から約73%に増加</p> <p><small>*住民意識アンケートとは、平成30(2018)年度と令和2(2020)年度に高崎河川国道事務所管内にある高崎市、藤岡市、玉村町、神川町、上里町の町丁目単位で烏川・神流川・鑓川・碓氷川洪水浸水想定区域内にお住まいの方々を対象に、無作為に実施した地域住民の水防災に関する意識アンケートのことである。また、パーセント表記は、回答(有効回答)数に対する割合を示す。</small></p> <p>図 7 洪水浸水想定区域図の認知度について住民意識アンケート結果</p>	<p>住民意識アンケート結果 抜粋 (令和2(2020)年度調査および令和5(2023)年度調査)</p> <p>水害リスクの認知度について (河川の水があふれた場合、自宅が危険だと思うか)</p> <p>平成30年度 (2018年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険だと思う 51.3% 安全だと思う 25.0% わからない 23.8% <p>令和2年度 (2020年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険だと思う 72.9% 安全だと思う 10.6% わからない 16.4% <p>令和5年度 (2023年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険だと思う 76.9% 安全だと思う 12.9% わからない 10.3% <p>身近にいる要配慮者の避難方法について (赤ちゃん、お年寄、介護を必要とされる方等の避難の方法について考えているか)</p> <p>平成30年度 (2018年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 考えている 41% 考えていない 59% <p>令和2年度 (2020年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 考えている 66% 考えていない 34% <p>令和5年度 (2023年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 考えている 59% 考えていない 41% <p><small>*住民意識アンケートとは、平成30(2018)年度と令和2(2020)年度に高崎河川国道事務所管内にある高崎市、藤岡市、玉村町、神川町、上里町の町丁目単位で烏川・神流川・鑓川・碓氷川洪水浸水想定区域内にお住まいの方々を対象に、無作為に実施した地域住民の水防災に関する意識アンケートのことである。また、パーセント表記は、回答(有効回答)数に対する割合を示す。</small></p> <p>図 7 洪水浸水想定区域図の認知度について住民意識アンケート結果</p>	<p>(修正)</p>

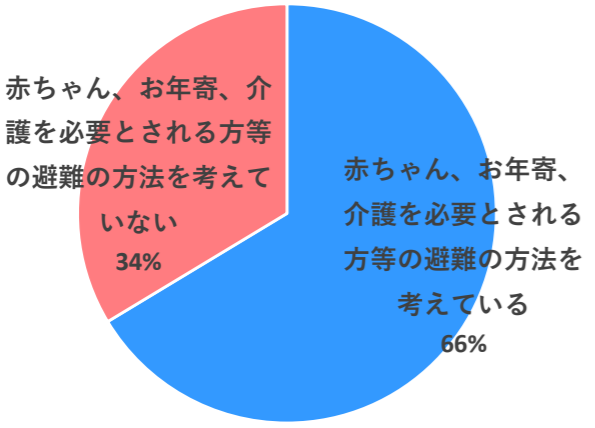
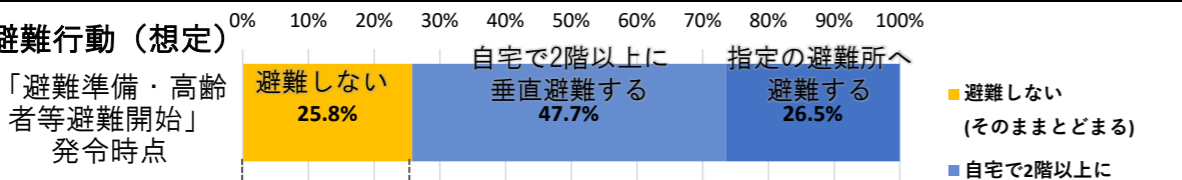
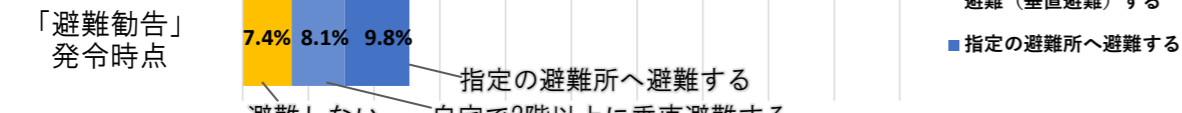
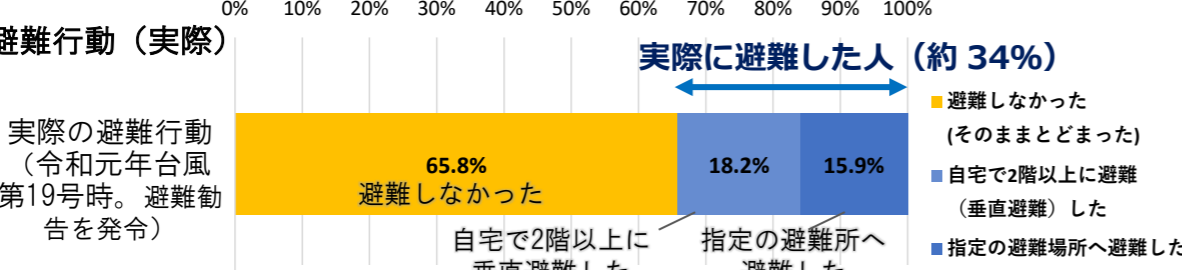
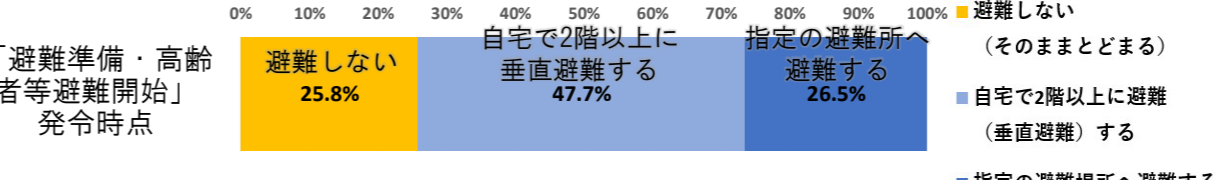
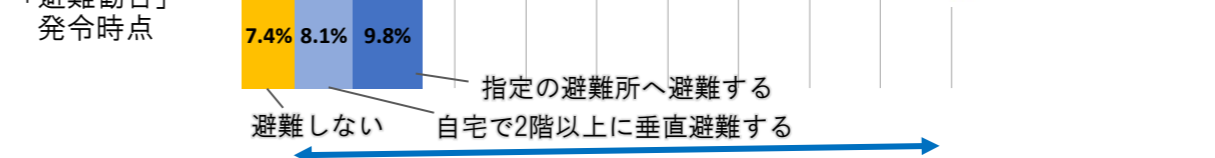
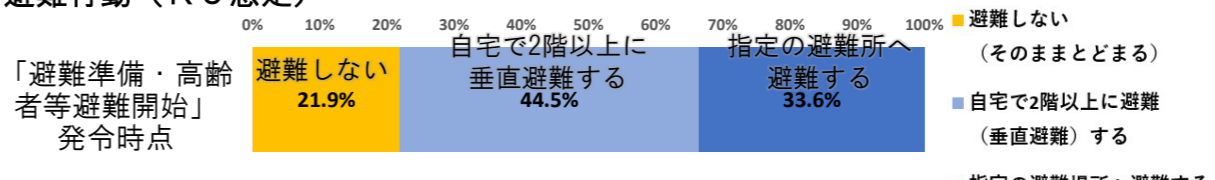
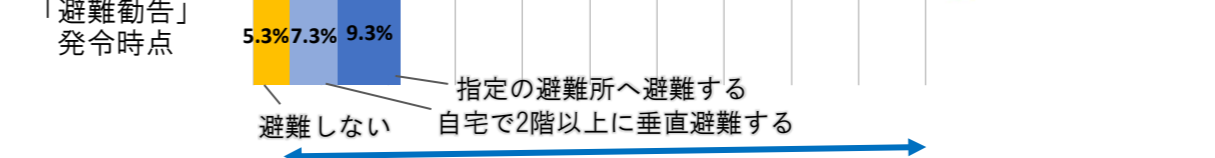
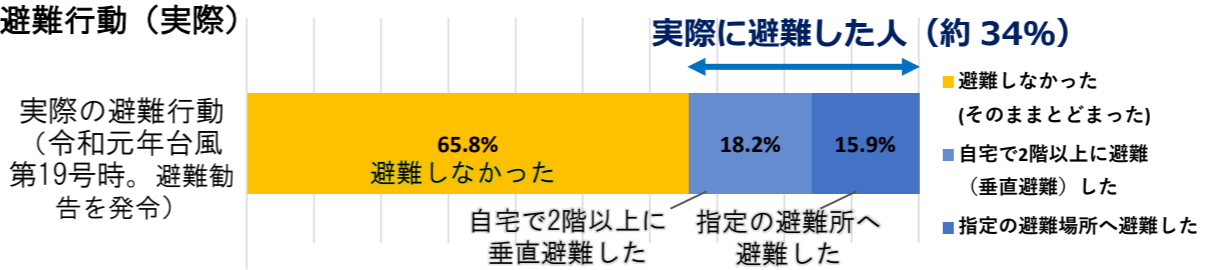
旧	新	備考欄
<p>住民意識アンケート結果 抜粋 (つづき) (令和2(2020)年度調査)</p> <p>身近にいる要配慮者の避難方法について</p>  <p>赤ちゃん、お年寄、介護を必要とされる方等の避難の方法を考えていない 34%</p> <p>赤ちゃん、お年寄、介護を必要とされる方等の避難の方法を考えている 66%</p> <p>マイ・タイムラインの認知率、作成率</p> <p>普段からマイタイムラインを作成している, 24, 3%</p> <p>マイタイムラインを知らない, 384, 55%</p> <p>マイタイムラインを作成していない, 291, 42%</p> <p>避難行動 (想定)</p> <p>「避難準備・高齢者等避難開始」発令時点</p>  <p>「避難勧告」発令時点</p>  <p>台風接近時を想定した問いに「避難する」と回答 (約 93%)</p> <p>避難行動 (実際)</p> <p>実際の避難行動 (令和元年台風第19号時。避難勧告を発令)</p>  <p>実際に避難した人 (約 34%)</p>	<p>住民意識アンケート結果 抜粋 (つづき) (令和5(2023)年度調査)</p> <p>避難行動 (R2 想定)</p> <p>「避難準備・高齢者等避難開始」発令時点</p>  <p>「避難勧告」発令時点</p>  <p>台風接近時を想定した問いに「避難する」と回答 (約 93%)</p> <p>避難行動 (R5 想定)</p> <p>「避難準備・高齢者等避難開始」発令時点</p>  <p>「避難勧告」発令時点</p>  <p>台風接近時を想定した問いに「避難する」と回答 (約 95%)</p> <p>避難行動 (実際)</p> <p>実際の避難行動 (令和元年台風第19号時。避難勧告を発令)</p>  <p>実際に避難した人 (約 34%)</p>	<p>(追加・修正)</p>

図 8 要配慮者の避難方法およびマイ・タイムラインの認知度について

住民意識アンケート結果

旧	新	備考欄																																		
<p>以上により、鳥・神流川流域では、緊急避難場所の不足、浸水の長期化、交通インフラ等の社会経済活動への影響や防災機能の低下の懸念といった多くの課題があることに加え、住民意識アンケート結果からは、洪水リスクの認知や事前の備えの意識が向上しつつあるものの、十分とは言えないことが明らかとなった。今後も、引き続き防災・減災に係る取組のソフト・ハード対策を一体的・計画的に推進していくことが必要である。</p>	<div data-bbox="1418 310 2588 850" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">住民意識アンケート結果 抜粋（つづき） （令和5（2023）年度調査）</p> <p style="text-align: center;">減災対策協議会の取組への認知度</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1439 451 1973 766"> <p style="text-align: center;">災害時の取組</p> <table border="1"> <caption>災害時の取組</caption> <thead> <tr> <th>取組</th> <th>認知率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リアルタイムで災害・避難・川の水位などの情報を発信</td> <td>29.9%</td> </tr> <tr> <td>電話・FAX・メールなどに災害時に自動で情報を発信</td> <td>18.2%</td> </tr> <tr> <td>テレビ・ラジオ・SNS・ホームページ・防災無線などによる情報の発信</td> <td>48.3%</td> </tr> <tr> <td>ホームページを通して川の状況をカメラ映像で発信</td> <td>25.7%</td> </tr> <tr> <td>快適に避難所を使用することができるよう、防災備蓄資材を整える等、避難所の環境改善を実施</td> <td>8.3%</td> </tr> <tr> <td>知っている取組はない</td> <td>30.3%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="2033 388 2567 840"> <p style="text-align: center;">平常時の取組</p> <table border="1"> <caption>平常時の取組</caption> <thead> <tr> <th>取組</th> <th>認知率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各世帯への洪水ハザードマップ配布に加え、ホームページや広報誌による洪水ハザードマップの周知</td> <td>71.0%</td> </tr> <tr> <td>避難訓練の実施を推進</td> <td>12.0%</td> </tr> <tr> <td>地域で避難が困難な人を誘導する人材の支援・育成の実施</td> <td>4.1%</td> </tr> <tr> <td>水防災の知識を広めるための出前講座の実施</td> <td>4.1%</td> </tr> <tr> <td>小中学生に向けた水防災教育の実施</td> <td>4.1%</td> </tr> <tr> <td>水防災に関するパンフレットやポスターを掲示</td> <td>8.2%</td> </tr> <tr> <td>マイ・タイムラインの作成講習会を実施</td> <td>1.4%</td> </tr> <tr> <td>まるごとまちごとハザードマップを設置</td> <td>11.6%</td> </tr> <tr> <td>知っている取組はない</td> <td>23.7%</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <p style="text-align: center; color: red;">図 8 住民の避難行動および協議会の取組への認知度に関する住民意識アンケート結果</p> <p>以上により、鳥・神流川流域では、緊急避難場所の不足、浸水の長期化、交通インフラ等の社会経済活動への影響や防災機能の低下の懸念といった多くの課題があることに加え、住民意識アンケート結果からは、洪水リスクの認知や事前の備えの意識が向上しつつあるものの、十分とは言えないことが明らかとなった。今後も、引き続き防災・減災に係る取組のソフト・ハード対策を一体的・計画的に推進していくことが必要である。</p> </div> <td data-bbox="2629 268 2792 1570"> <p>(追加)</p> <p>(修正)</p> </td>	取組	認知率	リアルタイムで災害・避難・川の水位などの情報を発信	29.9%	電話・FAX・メールなどに災害時に自動で情報を発信	18.2%	テレビ・ラジオ・SNS・ホームページ・防災無線などによる情報の発信	48.3%	ホームページを通して川の状況をカメラ映像で発信	25.7%	快適に避難所を使用することができるよう、防災備蓄資材を整える等、避難所の環境改善を実施	8.3%	知っている取組はない	30.3%	取組	認知率	各世帯への洪水ハザードマップ配布に加え、ホームページや広報誌による洪水ハザードマップの周知	71.0%	避難訓練の実施を推進	12.0%	地域で避難が困難な人を誘導する人材の支援・育成の実施	4.1%	水防災の知識を広めるための出前講座の実施	4.1%	小中学生に向けた水防災教育の実施	4.1%	水防災に関するパンフレットやポスターを掲示	8.2%	マイ・タイムラインの作成講習会を実施	1.4%	まるごとまちごとハザードマップを設置	11.6%	知っている取組はない	23.7%	<p>(追加)</p> <p>(修正)</p>
取組	認知率																																			
リアルタイムで災害・避難・川の水位などの情報を発信	29.9%																																			
電話・FAX・メールなどに災害時に自動で情報を発信	18.2%																																			
テレビ・ラジオ・SNS・ホームページ・防災無線などによる情報の発信	48.3%																																			
ホームページを通して川の状況をカメラ映像で発信	25.7%																																			
快適に避難所を使用することができるよう、防災備蓄資材を整える等、避難所の環境改善を実施	8.3%																																			
知っている取組はない	30.3%																																			
取組	認知率																																			
各世帯への洪水ハザードマップ配布に加え、ホームページや広報誌による洪水ハザードマップの周知	71.0%																																			
避難訓練の実施を推進	12.0%																																			
地域で避難が困難な人を誘導する人材の支援・育成の実施	4.1%																																			
水防災の知識を広めるための出前講座の実施	4.1%																																			
小中学生に向けた水防災教育の実施	4.1%																																			
水防災に関するパンフレットやポスターを掲示	8.2%																																			
マイ・タイムラインの作成講習会を実施	1.4%																																			
まるごとまちごとハザードマップを設置	11.6%																																			
知っている取組はない	23.7%																																			

鳥・神流川流域の減災に係る取組方針 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>4. 減災のための目標</p> <p>円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施するため、各構成員が連携して令和7（2025）年度までに達成すべき減災目標は、以下のとおりとした。</p> <p>【5年間で達成すべき目標】</p> <p>鳥・神流川流域で発生し得る大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」を目標として定め、令和7（2025）年度までに各構成員が連携して取り組み「水防災意識社会」の再構築を行う。</p> <p>※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。 ※逃げ遅れ・・・立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態。 ※社会経済被害の最小化・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態。</p> <p>【目標達成に向けた3本柱】</p> <p>また、上記目標達成に向け、以下の取組を実施。</p> <p>(1) 円滑かつ迅速な避難行動のための取組 (2) 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組 (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とする排水活動及び施設運用強化の取組</p>	<p>4. 減災のための目標</p> <p>円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施するため、各構成員が連携して令和12（2030）年度までに達成すべき減災目標は、以下のとおりとした。</p> <p>【5年間で達成すべき目標】</p> <p>鳥・神流川流域で発生し得る大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」を目標として定め、令和12（2030）年度までに各構成員が連携して取り組み「水防災意識社会」の再構築を行う。</p> <p>※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。 ※逃げ遅れ・・・立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態。 ※社会経済被害の最小化・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態。</p> <p>【目標達成に向けた3本柱】</p> <p>また、上記目標達成に向け、以下の取組を実施。</p> <p>(1) 円滑かつ迅速な避難行動のための取組 (2) 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組 (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とする排水活動及び施設運用強化の取組</p>	<p>(修正)</p> <p>(修正)</p>

鳥・神流川流域の減災に係る取組方針 新旧対照表

旧		新		備考欄	
5. 現状の取組状況及び課題 鳥・神流川流域におけるソフト・ハードの減災対策について、各構成員の現状での取組を確認し、課題を抽出した結果について、以下のとおり、とりまとめを行った。（概要版は付属の別紙1参照） ①情報伝達、避難計画等に関する事項 ※現状：○、課題：●(以下同様) ※各項目課題●の番号は、後述の「6.概ね5年で実施する取組」の内容と対応		5. 現状の取組状況及び課題 鳥・神流川流域におけるソフト・ハードの減災対策について、各構成員の現状での取組を確認し、課題を抽出した結果について、以下のとおり、とりまとめを行った。（概要版は付属の別紙1参照） ①情報伝達、避難計画等に関する事項 ※現状：○、課題：●(以下同様) ※各項目課題●の番号は、後述の「6.概ね5年で実施する取組」の内容と対応			
項目	○現状（令和2年度末時点）と●課題	項目	○現状（令和7年度末時点）と●課題	(修正)	
(A) 想定される浸水リスクの周知	1○鳥・神流川における想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を高崎河川国道事務所のWEB等で公表している。 2○県管理河川の内、洪水予報河川及び水位周知河川について計画規模の外力による浸水想定区域図をWEB等で公表している。 3○市町は、洪水ハザードマップをWEB等で公表している。 4○洪水浸水想定区域図の認知率や自宅が危険だと考える人（水害リスクを意識している人）の比率は約5割*から約7割*に増加傾向にあるものの、安全と過信する人が約3割*存在している。 5●洪水浸水想定区域図や市町の洪水ハザードマップ等における浸水リスクが地域住民に十分理解されていないことが想定され、避難行動に繋がっていない懸念がある。	A-1	1○鳥・神流川における想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を高崎河川国道事務所のWEB等で公表している。 2○県管理河川の内、洪水予報河川及び水位周知河川について計画規模の外力による浸水想定区域図をWEB等で公表している。 3○市町は、洪水ハザードマップをWEB等で公表している。 4○洪水浸水想定区域図の認知率や自宅が危険だと考える人（水害リスクを意識している人）の比率は約77%であるが、安全と過信する人が約13%存在している。 5●洪水浸水想定区域図や市町の洪水ハザードマップ等における浸水リスクが地域住民に十分理解されていないことが想定され、避難行動に繋がっていない懸念がある。	A-1	(修正) (修正)
(B) 洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミング	1○避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を、関東地方整備局（高崎河川国道事務所）と気象台（前橋・熊谷）の共同で実施している。 2○災害発生の恐れがある場合は、関東地方整備局（高崎河川国道事務所長）から関係市町長に情報伝達（ホットライン）を実施することとしている。 3○急激な水位上昇時に適切なタイミングで適確な情報を伝達するための体制を整えている。 4●洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が地域住民に十分理解されていないことが懸念される。	B-1	(B) 洪水時における河川水位等の情報提供等の内容 1○避難情報の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を、関東地方整備局（高崎河川国道事務所）と気象台（前橋・熊谷）の共同で実施している。 2○災害発生の恐れがある場合は、関東地方整備局（高崎河川国道事務所長）から関係市町長に情報伝達（ホットライン）を実施することとしている。 3○急激な水位上昇時に適切なタイミングで適確な情報を伝達するための体制を整えている。 4●洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が地域住民に十分理解されていないことが懸念される。	B-1	(修正)
(C) 避難勧告等の発令基準	1○地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記している。 2○関東地方整備局（高崎河川国道事務所）と気象台（前橋・熊谷）が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に、避難勧告等の発令を行っている。 3●氾濫位置により、避難地域が広範囲になることを想定しておく必要がある。	B-2 C-1	(C) 避難情報の発令基準 1○地域防災計画に具体的な避難情報の発令基準を明記している。 2○関東地方整備局（高崎河川国道事務所）と気象台（前橋・熊谷）が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に、避難情報の発令を行っている。 3●氾濫位置により、避難地域が広範囲になることを想定しておく必要がある。 4●ホットラインのタイミングや情報伝達の内容及び手段に関して、常に関係機関と密に共有し、あらゆる手段を予め講じていく必要がある。	C-1 C-2	(修正) (修正) (追加)
*数値根拠については図7参照		*数値根拠については図7参照			

鳥・神流川流域の減災に係る取組方針 新旧対照表

旧		新		備考欄
項目	○現状（令和2年度末時点）と●課題	項目	○現状（令和7年度末時点）と●課題	(修正)
(D) 避難場所、避難経路	1○避難場所として公共施設等を指定し、洪水ハザードマップ、WEB等で周知している。 2○市が作成するハザードマップの作成支援を実施している。 3○広域避難を想定している。	(D) 避難場所、避難経路	1○避難場所として公共施設等を指定し、洪水ハザードマップ、WEB等で周知している。 2○市が作成するハザードマップの作成支援を実施している。 3○広域避難を想定している。	(修正)
	4●水害の危険性を認識していない地域住民や避難場所・避難経路を確認していない地域住民が約3割*存在しており、浸水想定区域内にお住まいの住民等が避難の必要性を十分理解していない懸念がある。		4●水害の危険性を認識していない地域住民や避難場所・避難経路を確認していない地域住民が約13%*、避難する際の準備を日頃から実施していない地域住民が約66%*存在しており、浸水想定区域内にお住まいの住民等が避難の必要性を十分理解していない懸念がある。	
	5●広範囲な浸水による避難者数の増加や避難場所・避難所の浸水等により、市内で避難場所・避難所が不足する恐れがある。		5●広範囲な浸水による避難者数の増加や避難場所・避難所の浸水等により、市内で避難場所・避難所が不足する恐れがある。	
	6●災害時にお互いの避難所情報の共有ができていない。		6●災害時にお互いの避難所情報の共有ができていない。	
	7●危険箇所を考慮した避難経路の検討ができていない地域がある。		7●危険箇所を考慮した避難経路の検討ができていない地域がある。	
	8●広域避難として近隣自治体への避難を想定しているが、十分な取組ができていない。		8●広域避難として近隣自治体への避難を想定しているが、十分な取組ができていない。	
(E) 住民等への情報伝達の体制や方法	1○河川管理者、ダム管理者等からWEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。 2○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、SNS、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。 3○洪水になる恐れがある場合、水防団への連絡を行い、要配慮者利用施設や市民ホール等に避難に関する情報を伝達している。	(E) 住民等への情報伝達の体制や方法	1○河川管理者、ダム管理者等からWEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。 2○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、SNS、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。 3○洪水になる恐れがある場合、水防団への連絡を行い、要配慮者利用施設や市民ホール等に避難に関する情報を伝達している。	(修正)
	4●令和元年東日本台風においても防災行政無線が聞こえにくかったという意見が寄せられており、大雨・暴風により防災行政無線等の音声聞こえない場合を想定した対応を考える必要がある。		4●令和元年東日本台風においても防災行政無線が聞こえにくかったという意見が寄せられており、大雨・暴風により防災行政無線等の音声聞こえない場合を想定した対応を考える必要がある。	
	5●災害情報について洪水ハザードマップ等にて周知を行っているが、洪水浸水想定区域図等の中身を詳しく理解している人は約3割*にとどまっており、住民へ十分浸透しておらず、水位情報のみを伝えても効果がない。		5●災害情報について洪水ハザードマップ等にて周知を行っているが、洪水浸水想定区域図等の中身を詳しく理解している人は約3割*にとどまっており、住民へ十分浸透しておらず、水位情報のみを伝えても効果がない。	
(F) 避難誘導體制	1○避難誘導は、地域防災計画に基づき市職員、消防本部、警察、水防団、自治会及び自主防災組織等が実施する。 2○要配慮者の避難誘導體制を定めている。 3○住民の避難訓練、講演会、研修会、防災教育による啓発活動を実施している。	(F) 避難誘導體制	1○避難誘導は、地域防災計画に基づき市職員、消防本部、警察、水防団、自治会及び自主防災組織等が実施する。 2○要配慮者の避難誘導體制を定めている。 3○住民の避難訓練、講演会、研修会、防災教育による啓発活動を実施している。	(修正)
	4●外国人の避難誘導體制が確保されていない地域がある。		4●外国人の避難誘導體制が確保されていない地域がある。	
	5●洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の未策定の施設がある。		5●洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設のうち、避難確保計画の策定や避難訓練が未実施の施設がある。	
	6●洪水浸水想定区域内に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者に該当する方の風水害に対する具体的な避難方法等についての個別計画の策定を進める必要がある。		6●洪水浸水想定区域内に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者に該当する方の風水害に対する具体的な避難方法等についての個別計画の策定を進める必要がある。	
*数値根拠については図7参照		*数値根拠については図7参照		

鳥・神流川流域の減災に係る取組方針 新旧対照表

旧			新			備考欄
②水防に関する事項			②水防に関する事項			(修正)
項目	○現状（令和2年度末時点）と●課題		項目	○現状（令和7年度末時点）と●課題		
(G) 河川水位等に係る情報の提供	1○災害対策本部から河川水位情報について水防団への連絡体制を定めている。	G-1	(G) 河川水位等に係る情報の提供	1○災害対策本部から河川水位情報について水防団への連絡体制を定めている。	G-1	
	2●河川水位等の最新情報の把握に努め、防災対応に遅れが生じないように関係機関と連携を強化する必要がある。			2●河川水位等の最新情報の把握に努め、防災対応に遅れが生じないように関係機関と連携を強化する必要がある。		
(H) 河川の巡視区間	1○出水期前に、自治体、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施している。また、出水時には、水防団と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。 2○河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有する連絡体制がある。	H-1	(H) 河川の巡視区間	1○出水期前に、自治体、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施している。また、出水時には、水防団と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。 2○河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有する連絡体制がある。	H-1	
	3●洪水中の巡視（特に夜間）は、安全確保に懸念がある。			3●洪水中の巡視（特に夜間）は、安全確保に懸念がある。		
(I) 水防活動の実施体制	1○水防協力団体、自主防災組織の立ち上げ補助や育成を行っている。 2○自主防災組織への資機材の補助を行っている。 3○浸水想定区域内に、市町庁舎や災害拠点病院がある。	I-1 I-2	(I) 水防活動の実施体制	1○水防協力団体、自主防災組織の立ち上げ補助や育成を行っている。 2○自主防災組織への資機材の補助を行っている。 3○浸水想定区域内に、市町庁舎や災害拠点病院がある。	I-1 I-2	
	4●水防団員数の減少と高年齢化、サラリーマン団員の増加率等により実働出勤者が減少し、また、水防工法、水防技術の知識低下が懸念される。			4●水防団員数の減少と高年齢化、サラリーマン団員の増加率等により実働出勤者が減少し、また、水防工法、水防技術の知識低下が懸念される。		
	5●市町庁舎や災害拠点病院において、自衛水防の体制に懸念がある。			5●市町庁舎や災害拠点病院等において、自衛水防の体制に懸念がある。		
(J) 水防資機材の整備状況	1○水防倉庫等を設置し、各機関は水防資機材を備蓄している。	J-1 J-2	(J) 水防資機材の整備状況	1○水防倉庫等を設置し、各機関は水防資機材を備蓄している。	J-1 J-2	
	2●水防資機材の点検、十分な補充ができていない地域がある。			2●水防資機材の点検、十分な補充ができていない地域がある。		
	3●大規模水害の際に水防資機材が不足する。特に取り扱いの容易な救助用のボートが不足する地域がある。			3●大規模水害の際に水防資機材が不足する。特に取り扱いの容易な救助用のボートが不足する地域がある。		
③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項			③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項			(修正)
項目	○現状（令和2年度末時点）と●課題		項目	○現状（令和7年度末時点）と●課題		
(K) 排水施設、排水資機材の操作・運用	1○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 2○排水樋管の確実な運用体制を確保するため、排水樋管の操作要領や操作マニュアル等を作成している。 3○直轄樋管の操作を不要とするため無動力化ゲートを導入している。 4○排水樋管の操作を自治体に委託している。	K-1 K-2 K-3	(K) 排水施設、排水資機材の操作・運用	1○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 2○排水樋管の確実な運用体制を確保するため、排水樋管の操作要領や操作マニュアル等を作成している。 3○直轄樋管の操作を不要とするため無動力化ゲートを導入している。 4○排水樋管の操作を自治体に委託している。	K-1 K-2 K-3	
	5●鳥・神流川の堤防天端は、水防活動や堤防被災時等の復旧活動時に、大型車両が通行できない幅の狭い区間がある。			5●鳥・神流川の堤防天端は、水防活動や堤防被災時等の復旧活動時に、大型車両が通行できない幅の狭い区間がある。		
	6●既存の排水施設、排水系統を考慮しつつ、想定される大規模浸水に対し、早期の社会機能回復の対応のため関係機関との連携強化が必要である。			6●既存の排水施設、排水系統を考慮しつつ、想定される大規模浸水に対し、早期の社会機能回復の対応のため関係機関との連携強化が必要である。		
	7●排水樋管の確実な運用体制を確保する必要がある。			7●排水樋管の確実な運用体制を確保する必要がある。		

鳥・神流川流域の減災に係る取組方針 新旧対照表

旧		新		備考欄	
④河川管理施設の整備に関する事項					
項目	○現状（令和2年度末時点）と●課題		項目	○現状（令和2年度末時点）と●課題	
(L) ダム等の危機管理型の運用	1○規定の操作ルールにより、下久保ダムの防災操作を実施している。 2○洪水の発生が予想される場合には、操作規則に基づき洪水警戒体制を執るとともに、関係機関へ体制発令の通知を行っている。 3○ダムからの放流及び防災操作開始時等においては、関係機関へ通知を行う。また、下流警報局舎のサイレン吹鳴及びスピーカ放送を行うとともに、警報車による巡視を行っている。 4○下流洪水被害軽減のため、所定の条件を満たした場合には、事前放流により洪水調節容量を増加させる取組を行っている。		(L) ダム等の危機管理型の運用	1○規定の操作ルールにより、下久保ダムの防災操作を実施している。 2○洪水の発生が予想される場合には、操作規則に基づき洪水警戒体制を執るとともに、関係機関へ体制発令の通知を行っている。 3○ダムからの放流及び防災操作開始時等においては、関係機関へ通知を行う。また、下流警報局舎のサイレン吹鳴及びスピーカ放送を行うとともに、警報車による巡視を行っている。 4○下流洪水被害軽減のため、所定の条件を満たした場合には、事前放流により洪水調節容量を増加させる取組を行っている。	
	5●今後も大規模降雨に対して、特別防災操作を含めたダム操作に関する情報の伝達などを関係機関と密に共有を進める必要がある。			5●今後も大規模降雨に対して、特別防災操作を含めたダム操作に関する情報の伝達などを関係機関と密に共有を進める必要がある。	
	L-1		L-1		
④河川管理施設の整備に関する事項					
項目	○現状（令和2年度末時点）と●課題		項目	○現状（令和2年度末時点）と●課題	
(M) 堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	1○堤防が整備されていない区間について、堤防整備を進めている。		(M) 堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	1○堤防が整備されていない区間について、堤防整備を進めている。	
	2●堤防が整備されていない区間や流下能力が不足している区間があり、水害発生リスクが高い地域がある。			2●堤防が整備されていない区間や流下能力が不足している区間があり、水害発生リスクが高い地域がある。	
	M-1		M-1		

鳥・神流川流域の減災に係る取組方針 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>6. 概ね5年で実施する取組</p> <p>氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な項目は次頁のとおりである。なお、取組進捗や実施内容等は付属の別紙2及び別紙3のとおりである。</p> <p>また、次の取組については、本協議会の重点取組項目に位置づけ、各構成員が連携し取組を実施する。</p> <p>【避難支援の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイムラインの精度向上 ・広域避難計画の策定・更新 ・要配慮者施設避難確保計画の作成・避難訓練の実施 ・市町・自主防災組織等による要配慮者の避難支援体制の推進 ・避難場所（避難所）改善検討 <p>【水防体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施 ・関係機関と連携した水防訓練（特定緊急水防活動訓練含む）の実施 <p>【情報提供による自助・共助の仕組みの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達手段の多重化 ・洪水浸水想定区域に基づく洪水ハザードマップの普及・啓発 ・自治体や交通機関の施設等による水防災情報の掲示・周知 ・災害リスクの現地表示の促進 <p>【住民等への水防災意識向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災知識向上のための住民等への説明会・出前講座等の開催 ・マイ・タイムライン作成・普及啓発 ・小学校での水防災授業のための指導計画書の作成支援 	<p>6. 概ね5年で実施する取組</p> <p>氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は別紙2のとおりである。なお、取組進捗や実施内容等は付属の別紙2及び別紙3のとおりである。</p> <p>また、次の取組については、本協議会の重点取組項目に位置づけ、各構成員が連携し取組を実施する。</p> <p>【本協議会の重点取組項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者施設避難確保計画の作成・避難訓練の実施 ・共助の仕組みの強化 ・想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域に基づく、洪水ハザードマップの普及・啓発 ・防災意識向上のための取組促進 	<p>(修正)</p>

烏・神流川流域の減災に係る取組方針 新旧対照表

旧					新					備考欄
以降、各構成機関が実施するハード対策及びソフト対策等のうち、主な取組項目、目標時期、取組機関については以下のとおりである。					以降、各構成機関が実施するハード対策及びソフト対策等のうち、主な取組項目、目標時期、取組機関については以下のとおりである。					(修正) (追加・修正)
1) 新たな連携					1) ハード対策の主な取組					
主な取組項目		課題の対応	目標時期	取組機関	主な取組項目		課題の対応	目標時期	取組機関	
■関係機関の連携体制					■洪水を安全に流すための対策					
1	【重点】 新たな関係機関参画の検討・推進	—		市町、 関東地方整備局	1	気候変動を考慮した河川整備計画に基づく対策（堤防整備及び流下能力対策）	M-1	継続して実施	関東地方整備局	
2) ハード対策の主な取組					■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備					
主な取組項目		課題の対応	目標時期	取組機関	主な取組項目		課題の対応	目標時期	取組機関	
■洪水を安全に流すための対策					■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備					
2	優先的に実施する堤防整備（流下能力対策）	M-1	令和7年度	関東地方整備局	3	堤防等の復旧を効率的に行うための水防拠点や堤防天端上の車両交換場所の整備促進	K-1	継続して実施	関東地方整備局	
3	事前防災等の必要な樹木伐採・河道掘削の実施	—	継続して実施	関東地方整備局	4	水防資機材の配備	J-1 J-2	継続して実施	市町、県、 関東地方整備局	
4	雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための施設を必要に応じて整備	E-1 E-2	順次実施	県、 水資源機構、 関東地方整備局	5	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実	I-2	平成30年度から 順次実施	市、 鉄道事業者	
5	堤防等の復旧を効率的に行うための水防拠点や堤防天端上の車両交換場所の整備促進	K-1	継続して実施	関東地方整備局	6	樋管の操作不要な無動力ゲートの導入による確実な運用体制の確保	K-3	継続して実施	関東地方整備局	
6	水防資機材の配備	J-1 J-2	継続して実施	市町、県、 関東地方整備局						
7	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実	I-2	平成30年度から 順次実施	市、 鉄道事業者						
8	樋管の操作不要な無動力ゲートの導入による確実な運用体制の確保	K-3	継続して実施	関東地方整備局						

注) 波線は令和3年度以降からの取組項目

烏・神流川流域の減災に係る取組方針 新旧対照表

旧				新				備考欄	
3) ソフト対策の主な取組				2) ソフト対策の主な取組				(修正)	
①円滑かつ迅速な避難行動のための取組 住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。				①円滑かつ迅速な避難行動のための取組 住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。					
主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関	主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関	(追加・修正)	
■情報伝達、避難計画等に関する取組				■情報伝達、避難計画等に関する取組					
9	リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信	E-1 E-2 G-1	継続して実施	7	リアルタイム情報の充実・提供	B-1 E-1 E-2 G-1	継続して実施		市町、県、水資源機構、気象庁、鉄道事業者、関東地方整備局
10	【重点】情報伝達手段の多重化（コミュニティFM放送の整備、防災ラジオの配布、SNS配信など）	B-1 E-1 E-2	継続して実施	8	流域タイムライン（防災行動計画）の関連機関との連携状況や訓練の実施等を踏まえた精度向上	B-1 C-2 L-1	平成29年度から順次実施		市町、県、水資源機構、気象庁、鉄道事業者、関東地方整備局
11	ライブカメラ等の情報をリアルタイムで提供	B-1 E-1 E-2	継続して実施	9	広域避難計画の策定	C-1 D-1 D-2 D-3 D-5	継続して実施		市町
12	【重点】避難勧告の発令等に着眼したタイムライン（防災行動計画）の関連機関との連携状況や訓練の実施等を踏まえた精度向上	B-1 B-2 L-1	平成29年度から順次実施	10	緊急避難場所の拡充	D-1 D-2	継続して実施		市町
13	【重点】広域避難計画の策定	C-1 D-1 D-2 D-3 D-5	継続して実施	11	【重点】要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の実施	F-2	継続して実施		市町、県
14	緊急避難場所の確保	D-1 D-2	平成28年度から順次実施	12	【重点】共助の仕組みの強化	D-1 F-1 F-2 F-3	平成30年度から順次実施		市町、県
15	【重点】要配慮者利用施設における避難確保計画の作成。避難訓練の実施	F-2	令和3年度	13	洪水時におけるホットライン	C-2	継続して実施		市町、県、水資源機構、気象庁、鉄道事業者、関東地方整備局
16	浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設等への情報伝達体制の確保	F-2	平成30年度から順次実施	14	市町のまちづくり担当部局等に対し、水害リスク情報を提供	A-1	令和3年度から順次実施		市町、関東地方整備局
17	洪水時におけるホットライン	B-2	継続して実施	15	避難場所（避難所）改善検討	D-2 D-3	継続して実施		市町
18	市町のまちづくり担当部局等に対し、 <u>水害リスク情報を提供</u>	A-1	令和3年度から順次実施						

注) 波線は令和3年度以降からの取組項目

烏・神流川流域の減災に係る取組方針 新旧対照表

旧				新				備考欄		
主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関	主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関			
■情報伝達、避難計画等に関する取組				■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組				(追加・修正)		
19	不動産関連事業者に対し、不動産関係団体の研修会等で水害リスク情報を提供	A-1	令和3年度から順次実施	市町、 関東地方整備局						
20	【重点】市町・自主防災組織等による要配慮者の避難支援体制の推進	F-3	継続して実施	市町						
21	【重点】避難場所（避難所）改善検討	—	継続して実施	市町						
22	【重点】想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域に基づく、洪水ハザードマップの普及・啓発	A-1 C-1 D-1 D-4 E-2 F-1	継続して実施	市町、県、 気象庁、 関東地方整備局	16	【重点】想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域に基づく、洪水ハザードマップの普及・啓発	A-1 C-1 D-1 E-2 F-1		継続して実施	市町、県、 水資源機構、 気象庁、 鉄道事業者、 関東地方整備局
23	気象庁で提供する防災気象情報活用に向けた普及・啓発	B-1 B-2	継続して実施	気象庁	17	気象庁で提供する防災気象情報活用に向けた普及・啓発	B-1 C-2		継続して実施	気象庁
24	地域の自主的な避難につながる避難訓練等の実施	D-1 F-1 F-2 F-3	継続して実施	市町、県	18	【重点】防災意識向上のための取組促進	A-1 B-1 D-1 E-2 F-3		継続して実施	市町、県、 水資源機構、 気象庁、 関東地方整備局
25	自主防災組織の維持と避難誘導者の担い手の指定・育成	D-1 F-1 F-2 F-3	継続して実施	市町、県	19	災害リスクの現地表示の促進（まるごとまちごとハザードマップの実施）	A-1 D-1 E-2		継続して実施	市町、県
26	【重点】防災知識の向上のための住民等への説明会・出前講座等の開催	A-1 B-1 D-1 E-2	継続して実施	市町、県、 水資源機構、 気象庁、 関東地方整備局						
27	【重点】浸水想定区域内の小中学校等における水防災教育の実施（教育委員会及び教職員と連携し、継続的な水防災教育の場を実現する。）	A-1 B-1 D-1 E-2	継続して実施	市町、県、 気象庁、 関東地方整備局						
28	【重点】関係自治体等の公共施設及び公共交通機関施設等への防災関連情報の掲示やパンフの設置	A-1 D-1 E-2	継続して実施	市町、県、 水資源機構、 気象庁、 鉄道事業者 関東地方整備局						

注) 波線は令和3年度以降からの取組項目

烏・神流川流域の減災に係る取組方針 新旧対照表

旧				新				備考欄																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な取組項目</th> <th>課題の対応</th> <th>目標時期</th> <th>取組機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>【重点】 浸水想定区域内の水害リスクのある住民等に対するマイ・タイムライン（避難行動計画）の作成・普及啓発</td> <td>A-1 B-1 E-2</td> <td>継続して実施</td> <td>市町、県、 関東地方整備局</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>【重点】 災害リスクの現地表示の促進（まるごとまちごとハザードマップの実施）</td> <td>A-1 D-1 E-2</td> <td>令和3年度から 順次実施</td> <td>市町、県</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）波線は令和3年度以降からの取組項目</p> <p>②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組 水防活動に対する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な取組項目</th> <th>課題の対応</th> <th>目標時期</th> <th>取組機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>【重点】 自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施</td> <td>B-2 D-1 E-2 H-1 J-1 J-2</td> <td>継続して実施</td> <td>市町、県、 水資源機構、 気象庁、 鉄道事業者 関東地方整備局</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>水防団等への連絡体制の確認と伝達訓練の実施</td> <td>H-1 I-1</td> <td>継続して実施</td> <td>市町、県</td> </tr> <tr> <td>33</td> <td>【重点】 関係機関と連携した水防技術の継承等のための水防訓練の実施</td> <td>I-1 J-1 J-2</td> <td>継続して実施</td> <td>市町、県、 気象庁、 関東地方整備局</td> </tr> <tr> <td>34</td> <td>水防団員の実働者（担い手）の確保</td> <td>I-1</td> <td>継続して実施</td> <td>市町</td> </tr> </tbody> </table>				主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関	■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組				29	【重点】 浸水想定区域内の水害リスクのある住民等に対するマイ・タイムライン（避難行動計画）の作成・普及啓発	A-1 B-1 E-2	継続して実施	市町、県、 関東地方整備局	30	【重点】 災害リスクの現地表示の促進（まるごとまちごとハザードマップの実施）	A-1 D-1 E-2	令和3年度から 順次実施	市町、県	主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関	■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組				31	【重点】 自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施	B-2 D-1 E-2 H-1 J-1 J-2	継続して実施	市町、県、 水資源機構、 気象庁、 鉄道事業者 関東地方整備局	32	水防団等への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	H-1 I-1	継続して実施	市町、県	33	【重点】 関係機関と連携した水防技術の継承等のための水防訓練の実施	I-1 J-1 J-2	継続して実施	市町、県、 気象庁、 関東地方整備局	34	水防団員の実働者（担い手）の確保	I-1	継続して実施	市町	<p>②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組 水防活動に対する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な取組項目</th> <th>課題の対応</th> <th>目標時期</th> <th>取組機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施</td> <td>C-2 D-1 E-2 H-1 J-1 J-2 K-1</td> <td>継続して実施</td> <td>市町、県、 水資源機構、 気象庁、 鉄道事業者、 関東地方整備局</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>水防に関する訓練・広報の充実</td> <td>H-1 I-1 J-1 J-2</td> <td>継続して実施</td> <td>市町、県、 気象庁、 関東地方整備局</td> </tr> </tbody> </table>				主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関	■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組				20	自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施	C-2 D-1 E-2 H-1 J-1 J-2 K-1	継続して実施	市町、県、 水資源機構、 気象庁、 鉄道事業者、 関東地方整備局	21	水防に関する訓練・広報の充実	H-1 I-1 J-1 J-2	継続して実施	市町、県、 気象庁、 関東地方整備局	(追加・修正)
主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関																																																																					
■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組																																																																								
29	【重点】 浸水想定区域内の水害リスクのある住民等に対するマイ・タイムライン（避難行動計画）の作成・普及啓発	A-1 B-1 E-2	継続して実施	市町、県、 関東地方整備局																																																																				
30	【重点】 災害リスクの現地表示の促進（まるごとまちごとハザードマップの実施）	A-1 D-1 E-2	令和3年度から 順次実施	市町、県																																																																				
主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関																																																																					
■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																																																																								
31	【重点】 自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施	B-2 D-1 E-2 H-1 J-1 J-2	継続して実施	市町、県、 水資源機構、 気象庁、 鉄道事業者 関東地方整備局																																																																				
32	水防団等への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	H-1 I-1	継続して実施	市町、県																																																																				
33	【重点】 関係機関と連携した水防技術の継承等のための水防訓練の実施	I-1 J-1 J-2	継続して実施	市町、県、 気象庁、 関東地方整備局																																																																				
34	水防団員の実働者（担い手）の確保	I-1	継続して実施	市町																																																																				
主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関																																																																					
■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																																																																								
20	自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施	C-2 D-1 E-2 H-1 J-1 J-2 K-1	継続して実施	市町、県、 水資源機構、 気象庁、 鉄道事業者、 関東地方整備局																																																																				
21	水防に関する訓練・広報の充実	H-1 I-1 J-1 J-2	継続して実施	市町、県、 気象庁、 関東地方整備局																																																																				

烏・神流川流域の減災に係る取組方針 新旧対照表

旧		新				備考欄																																				
<p>③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とする排水活動及び施設運用強化の取組 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための効果的な排水活動に資する取組として、以下のとおり実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な取組項目</th> <th>課題の対応</th> <th>目標時期</th> <th>取組機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">■排水活動及び施設運用の強化に関する取組</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>【重点】 排水作業準備計画(案)に基づく関係機関と連携した緊急排水活動の実働訓練の実施</td> <td>K-2 K-3</td> <td>平成29年度から定期的に実施</td> <td>市町、県、 関東地方整備局</td> </tr> <tr> <td>36</td> <td>排水作業準備計画(案)に基づく排水樋管の管理者(操作委託者)による樋管操作訓練の実施</td> <td>K-2 K-3</td> <td>令和3年度から定期的に実施</td> <td>市町、 関東地方整備局</td> </tr> </tbody> </table>		主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関	■排水活動及び施設運用の強化に関する取組				35	【重点】 排水作業準備計画(案)に基づく関係機関と連携した緊急排水活動の実働訓練の実施	K-2 K-3	平成29年度から定期的に実施	市町、県、 関東地方整備局	36	排水作業準備計画(案)に基づく排水樋管の管理者(操作委託者)による樋管操作訓練の実施	K-2 K-3	令和3年度から定期的に実施	市町、 関東地方整備局	<p>③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とする排水活動及び施設運用強化の取組 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための効果的な排水活動に資する取組として、以下のとおり実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な取組項目</th> <th>課題の対応</th> <th>目標時期</th> <th>取組機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">■排水活動及び施設運用の強化に関する取組</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>関係機関と連携した水防技術の継承等のための水防訓練の実施</td> <td>K-2 K-3</td> <td>平成29年度から定期的に実施</td> <td>市町、県、 関東地方整備局</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>排水樋管の管理者(操作委託者)による樋管操作訓練の実施</td> <td>K-2 K-3</td> <td>令和3年度から定期的に実施</td> <td>市町、 関東地方整備局</td> </tr> </tbody> </table>				主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関	■排水活動及び施設運用の強化に関する取組				22	関係機関と連携した水防技術の継承等のための水防訓練の実施	K-2 K-3	平成29年度から定期的に実施	市町、県、 関東地方整備局	23	排水樋管の管理者(操作委託者)による樋管操作訓練の実施	K-2 K-3	令和3年度から定期的に実施	市町、 関東地方整備局	<p>(追加・修正)</p>
主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関																																							
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組																																										
35	【重点】 排水作業準備計画(案)に基づく関係機関と連携した緊急排水活動の実働訓練の実施	K-2 K-3	平成29年度から定期的に実施	市町、県、 関東地方整備局																																						
36	排水作業準備計画(案)に基づく排水樋管の管理者(操作委託者)による樋管操作訓練の実施	K-2 K-3	令和3年度から定期的に実施	市町、 関東地方整備局																																						
主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関																																							
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組																																										
22	関係機関と連携した水防技術の継承等のための水防訓練の実施	K-2 K-3	平成29年度から定期的に実施	市町、県、 関東地方整備局																																						
23	排水樋管の管理者(操作委託者)による樋管操作訓練の実施	K-2 K-3	令和3年度から定期的に実施	市町、 関東地方整備局																																						
<p>7. フォローアップ</p> <p>各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。</p> <p>原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、重点取組項目について進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。重点以外の取組については、各構成機関より本協議会にて自発的な報告・共有を図ることとする。</p> <p>また、取組の達成状況や水防災への意識の変化及び認識・知識等の度合いを測る意識アンケート調査については、浸水想定区域内に居住、もしくは行動範囲のほとんどを浸水想定区域が占める住民を主な対象として目標の中間年度と最終年度に実施する。得られたデータに基づき分析を行い、取組状況・課題を把握するとともに、全国における他の取組の実態や技術開発の動向等も踏まえ、必要に応じて取組の重要度、優先度を付けながら取組方針を見直すこととする。</p> <p>なお、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。</p>		<p>7. フォローアップ</p> <p>各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。</p> <p>原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、重点取組項目について進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。重点以外の取組については、各構成機関より本協議会にて自発的な報告・共有を図ることとする。</p> <p>また、取組の達成状況や水防災への意識の変化及び認識・知識等の度合いを測る意識アンケート調査については、浸水想定区域内に居住、もしくは行動範囲のほとんどを浸水想定区域が占める住民を主な対象として目標の中間年度と最終年度に実施する。得られたデータに基づき分析を行い、取組状況・課題を把握するとともに、全国における他の取組の実態や技術開発の動向等も踏まえ、必要に応じて取組の重要度、優先度を付けながら取組方針を見直すこととする。</p> <p>なお、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。</p>																																								